

和歌山県土地利用基本計画の変更について

令和2年3月

和歌山県

別紙様式

変更内容説明書

1 五地域区分の変更概要

(1)総括表

五地域区分	現行計画の面積		変更する面積			変更後の計画面積	
	面積(ha) (①)	割合(%) (①／県土面積)	拡大面積(ha) (②)	縮小面積(ha) (③)	差引面積(ha) (④:(②)-(③))	面積(ha) (⑤:(①)+(④))	割合(%) (⑥:(⑤)／県土面積)
都市地域(a)	92,029	19.5	349	0	349	92,378	19.6
農業地域(b)	173,710	36.8	0	265	-265	173,445	36.7
森林地域(c)	360,982	76.4	34	45	-11	360,971	76.4
自然公園地域(d)	50,202	10.6	10,233	85	10,148	60,350	12.8
自然保全地域(e)	329	0.1	0	0	0	329	0.1
五地域計 (f:a+b+c+d+e)	677,252	143.3	10,616	395	10,221	687,473	145.5
白地地域	4,075	0.9	0	112	-112	3,963	0.8
県土面積	472,465	100.0			0	472,465	100.0

注1:県土面積は、令和元年10月1日国土地理院公表面積

注2:五地域区分の面積は、土地利用基本計画上の計測面積

変更地域別概要

紀の川市 (別紙)

整理番号	変更地域名 (図面番号)	関係 市町村名	変更する面積		変更部分の重複状況 (ha)				変更部分の 地目現況 (ha)	変更を必要とする理由 (地域設定に伴う土地利用 に関する基本的事項)	関連する 個別規制法 の措置 (予定)	個別規制法の調整状況				
			拡大面積 (ha)	縮小面積 (ha)	他地域との重複		細区分の 指定状況	白地地 域の増 減								
					名称	面積										
1	紀の川市都 市地域 (5-1)	紀の川市 (打田)	231		農	173	農用	37	△ 58	農用地 森林 原野 水面等 道路 宅地 その他	90 1 5 3 30 77 25	市役所等の公共施設や商業施設が多く立地するなど本市の中心的な機能を有し、また、建物の集積度が高いことから都市拠点としての機能充実を図る必要がある。また、岩出市に隣接しており新築件数が多く、(仮称)京奈和関空連絡道路の具体化に向けた取組みが進む中、将来的により一層開発が進む可能性がある。一方、都市的土地区画整理事業と農地などの都市的未利用地との混在が見受けられる。以上から、用途地域の指定による土地利用の誘導が必要である。	都市計画法第8条 紀の川都市計画 用途地域の決定 (令和2年4月予定)			
2	紀の川市都 市地域 (5-1)	紀の川市 (貴志川)	90		農	90	農用	23	0	農用地 森林 原野 水面等 道路 宅地 その他	33 1 1 1 10 32 12	大規模な商業施設や工場などが立地し、建物の集積度が比較的高い。また、市街地周辺には農地などの都市的未利用地が見られ、開発が進む可能性があることから、用途の混在等による住環境の悪化が懸念される。以上から、用途地域の指定による土地利用の誘導が必要である。	都市計画法第8条 紀の川都市計画 用途地域の決定 (令和2年4月予定)			
3	紀の川市都 市地域 (5-1)	紀の川市 (長山)	28		農	2			△ 26	道路 宅地 その他	5 17 6	低層住宅地として整備されている。今後は建替え更新などを見据え、低層住宅地として良好な環境の維持・保全が求められる。以上から、用途地域の指定による土地利用の誘導が必要である。	都市計画法第8条 紀の川都市計画 用途地域の決定 (令和2年4月予定)			
合 計			349	0					△ 84							

【記載上の注意事項】

- 「整理番号」欄は、変更地域ごとに付し、必要に応じて枝番を使用する。
- 「変更地域名」欄には、変更部分の通称(市町村名)の五地域区名(例:〇〇都市地域)を記載する。また、対応する土地利用基本計画図の図面番号を括弧書きで併せて記載する。
- 「変更する面積」、「変更部分の重複状況」、「変更部分の地目現況」欄の面積には、整数値を記載することとし、小数点以下を四捨五入する。なお、「変更する面積」=「他地域との重複」+「白地地域の増減」=「変更部分の地目現況」の関係となる。また、「細区分の指定状況」の各項目の面積は、対応する「他地域との重複」の項目の面積と同じか、それ以下となる。
- 「変更部分の重複状況」の「他地域との重複」欄には、拡大の場合は新たに重複することとなる他地域の名称と面積、縮小の場合は変更前において重複していた他地域の名称と面積を記載する。なお、名称の記載する際、都市地域は「都」と、農業地域は「農」と、森林地域は「森」と、自然公園地域は「公」と、自然環境保全地域は「保」という略称を用いる。地域が重複している場合は、例えば「都農」等と略称を組み合わせる。

- 5)「変更部分の重複状況」の「細区分の指定状況」欄には、上記4)と同様の考え方で個別規制法の各地域・区域の種類と面積を記載する。その際、市街化区域は「市街」と、市街化調整区域は「調整」と、その他都市計画区域における用途地域は「用途」と、農用地区域は「農用」と、国有林は「国林」と、地域森林計画対象民有林は「民林」と、保安林は「保安」と、特別地域は「公特」と、特別保護地区は「保護」と、原生自然環境保全地域は「原生」と、特別地区は「保持」と記載する。
- 6)「白地地域の増減」欄には、変更によって減少又は増加することとなる白地地域の面積を記載すること。なお、白地地域が減少する場合は、数字の前に△を付すこと。
- 7)「変更部分の地目現況」欄は、固定資産税概要調書、航空写真等を基に、該当する現況を農用地、森林、原野、水面・河川・水路(河川等)、道路、宅地、その他に分類して記載する。
- 8)「変更を必要とする理由」欄には、人口、産業、交通、自然条件等により地域の特質、土地利用の現況及び動向を明らかにしつつ、その必要性について記載する。また、細区分の設定の有無、関連する事業計画等も記載する。
- 9)「関連する個別規制法の措置(予定)」には、個別規制法に基づく地域・区域(細区分を含む)の指定(変更及び廃止を含む)の予定を記載する。
- 10)「個別規制法の調整状況」とは、法令や通知で国の関係地方支分部局との間で調整を行うこととされている場合における、都道府県(個別規制法担当部局)と当該地方支分部局(個別規制法担当部局)との調整を指す。なお、本欄には、①どの地方支分部局(個別規制法担当部局)と、②いつどのような方法で接触をし、③いつどのような反応を得られたかを記載すること。(例:〇〇農政局〇〇課に〇月〇日文書にて照会。〇月〇日時点未回答。〇月〇日口頭で了解の旨連絡受け。)

変更地域別概要

(別紙)

整理番号	変更地域名 (図面番号)	関係市町村名	変更する面積		変更部分の重複状況(ha)				変更部分の地目現況(ha)	変更を必要とする理由 (地域設定に伴う土地利用に関する基本的事項)	関連する個別規制法の措置(予定)	個別規制法の調整状況				
					他地域との重複		細区分の指定状況									
			拡大面積 (ha)	縮小面積 (ha)	名称	面積	名称	面積								
1	紀の川市農業地域 (5-1)	紀の川市		173	都	173	農用	37	0 農用地 原野 水面等 道路 宅地 その他	78 4 3 24 49 15	建物の集積度が高いことから都市拠点としての機能充実を図る必要があり、都市的土地区画と農地などの都市的未利用地との混在が見受けられ、開発が進む可能性があることから、用途の混在等による住環境の悪化が懸念されるため、用途地域の指定による土地利用の誘導が適当と判断されたことによる。	農業振興地域の変更 (令和元年度)				
2	紀の川市農業地域 (5-1)	紀の川市		90	都	90	農用	23	0 農用地 森林 原野 水面等 道路 宅地 その他	33 1 1 1 10 32 12	大規模な商業施設や工場などが立地し、建物の集積度が比較的高く、また、市街地周辺には農地などの都市的未利用地が見られ、開発が進む可能性があることから、用途の混在等による住環境の悪化が懸念されるため、用途地域の指定による土地利用の誘導が適当と判断されたことによる。	農業振興地域の変更 (令和元年度)				
3	紀の川市農業地域 (5-1)	紀の川市		2	都	2			0 その他	2	低層住宅地として整備されている地域である。今後は建替え更新などを見据え、低層住宅地として良好な環境の維持・保全が求められることから、用途地域の指定による土地利用の誘導が適当と判断されたことによる。	農業振興地域の変更 (令和元年度)				
合 計			0	265					0							

令元年10月1日

【記載上の注意事項】

- 1)「整理番号」欄は、変更地域ごとに付し、必要に応じて枚番を使用する。
- 2)「変更地域名」欄には、変更部分の通称(市町村名)の五地域区名(例:〇〇都市地域)を記載する。また、対応する土地利用基本計画図の図面番号を括弧書きで併せて記載する。
- 3)「変更する面積」、「変更部分の重複状況」、「変更部分の地目現況」欄の面積には、整数値を記載することとし、小数点以下を四捨五入する。なお、「変更する面積」='他地域との重複計'+'白地地域の増減'='変更部分の地目現況計'の関係となる。また、「細区分の指定状況」各項目の面積は、対応する「他地域との重複」の項目の面積と同じか、それ以下となる。
- 4)「変更部分の重複状況」の「他地域との重複」欄には、拡大の場合は新たに重複することとなる他地域の名称と面積、縮小の場合は変更前において重複していた他地域の名称と面積を記載する。なお、名称の記載する際、都市地域は「都」と、農業地域は「農」と、森林地域は「森」と、自然公園地域は「公」と、自然環境保全地域は「保」という略称を用いる。地域が重複している場合は、例えば「都農」等と略称を組み合わせる。
- 5)「変更部分の重複状況」の「細区分の指定状況」欄には、上記4)と同様の考え方で個別規制法の各地域・区域の種類と面積を記載する。その際、市街化区域は「市街」と、市街化調整区域は「調整」と、その他都市計画区域における用途地域は「用途」と、農用地区域は「農用」と、国有林は「国林」と、地域森林計画対象民有林は「民林」と、保安林は「保安」と、特別地域は「公特」と、特別保護地区は「保護」と、原生自然環境保全地域は「原生」と、特別地区は「保持」と記載する。
- 6)「白地地域の増減」欄には、変更によって減少又は増加することとなる白地地域の面積を記載すること。なお、白地地域が減少する場合は、数字の前に△を付すこと。
- 7)「変更部分の地目現況」欄は、固定資産税概要調査、航空写真等を基に、該当する現況を農用地、森林、原野、水面・河川・水路(河川等)、道路、宅地、その他に分類して記載する。
- 8)「変更を必要とする理由」欄には、人口、産業、交通、自然条件等により地域の特質、土地利用の現況及び動向を明らかにしつつ、その必要性について記載する。また、細区分の設定の有無、関連する事業計画等も記載する。
- 9)「関連する個別規制法の措置(予定)」には、個別規制法に基づく地域・区域(細区分を含む)の指定(変更及び廃止を含む)の予定を記載する。
- 10)「個別規制法の調整状況」とは、法令や通知で国の関係地方支分部局との間で調整を行うこととされている場合における、都道府県(個別規制法担当部局)と当該地方支分部局(個別規制法担当部局)との調整を指す。なお、本欄には、①の地方支分部局(個別規制法担当部局)と、②いつどのような方法で接触をし、③いつどのような反応を得られたかを記載すること。(例:〇〇農政局〇〇課に〇月〇日文書にて照会。〇月〇日時点未回答。〇月〇日口頭で了解の旨連絡受け。)

変更地域別概要

(別紙)

整理番号	変更地域名 (図面番号)	関係市町村名	変更する面積		変更部分の重複状況(ha)				変更部分の地目現況(ha)		変更を必要とする理由 (地域設定に伴う土地利用に関する基本的事項)	関連する個別規制法の措置 (予定)	個別規制法の調整状況	
			拡大面積 (ha)	縮小面積 (ha)	他地域との重複		細区分の指定状況	白地地域の増減			名称	面積	名称	面積
名称	面積	名称	面積	名称	面積	地目	面積							
1-1	和歌山市森林地域(5-1)	和歌山市		5	都	5	市街調整	3 2		その他	5	他用途転用(企業用地造成)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。 (土地利用基本計画の変更が漏れていた案件)	紀北地域森林計画の変更 (令和元年度)	林地開発許可平成5年5月17日 開発許可完了平成10年7月23日
1-2	和歌山市森林地域(5-1)	和歌山市		7	都	7	調整	7		道路	7	他用途転用(工事用道路)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。	紀北地域森林計画の変更 (令和元年度)	連絡調整平成27年8月24日 連絡調整平成30年3月28日 連絡調整平成30年3月30日 完了確認令和元年6月5日
1-3	和歌山市森林地域(5-1)	和歌山市		29	都	29	調整	29		その他	29	他用途転用(太陽光発電施設)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。	紀北地域森林計画の変更 (令和元年度)	林地開発許可平成28年7月22日 開発許可完了平成30年12月17日
2-1	田辺市森林地域(5-3)	田辺市	2						△ 2	森林	2	現況が森林であり、地域森林計画対象民有林に編入し、森林としての利用・保全を図る必要があるため	紀南地域森林計画の変更 (令和元年度)	
2-2	田辺市森林地域(5-3)	田辺市	2						△ 2	森林	2	現況が森林であり、地域森林計画対象民有林に編入し、森林としての利用・保全を図る必要があるため	紀南地域森林計画の変更 (令和元年度)	
2-3	田辺市森林地域(5-3)	田辺市	2		農	2				森林	2	現況が森林であり、地域森林計画対象民有林に編入し、森林としての利用・保全を図る必要があるため	紀南地域森林計画の変更 (令和元年度)	
2-4	田辺市森林地域(5-3)	田辺市	7		農	2			△ 5	森林	7	現況が森林であり、地域森林計画対象民有林に編入し、森林としての利用・保全を図る必要があるため	紀南地域森林計画の変更 (令和元年度)	

2-5	田辺市 森林地域 (5-3)	田辺市	2					△ 2	森林	2	現況が森林であり、地域森林計画対象民有林に編入し、森林としての利用・保全を図る必要があるため	紀南地域森林 計画の変更 (令和元年度)	
2-6	田辺市 森林地域 (5-3)	田辺市		2	公	2	公特	2	道路	2	誤認により地域森林計画対象民有林から除外できていなかったため (現況が道路であるため)	紀南地域森林 計画の変更 (令和元年度)	
3	白浜町 森林地域 (5-5)	白浜町	2		公農	2	公特	2	森林	2	現況が森林であり、地域森林計画対象民有林に編入し、森林としての利用・保全を図る必要があるため	紀南地域森林 計画の変更 (令和元年度)	
4	串本町 森林地域 (5-5)	串本町		2	農	2			その他	2	他用途転用(太陽光発電施設)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。	紀南地域森林 計画の変更 (令和元年度)	林地開発許可平成30年6月18日 開発許可完了平成31年4月23日
5	北山村 森林地域 (5-4)	北山村	17					△ 17	森林	17	地域森林計画対象民有林に編入し、森林としての利用・保全を図る必要があるため (誤認による地域新計画対象民有林編入漏れ)	紀南地域森林 計画の変更 (令和元年度)	
合 計			34	45				△ 28					

【記載上の注意事項】

- 1)「整理番号」欄は、変更地域ごとに付し、必要に応じて枝番を使用する。
- 2)「変更地域名」欄には、変更部分の通称(市町村名)の五地域区名(例:○○都市地域)を記載する。また、対応する土地利用基本計画図の図面番号を括弧書きで併せて記載する。
- 3)「変更する面積」、「変更部分の重複状況」、「変更部分の地目現況」欄の面積には、整数値を記載することとし、小数点以下を四捨五入する。なお、「変更する面積」＝「他地域との重複計」+「白地地域の増減」＝「変更部分の地目現況計」の関係となる。また、「細区分の指定状況」の各項目の面積は、対応する「他地域との重複」の項目の面積と同じか、それ以下となる。
- 4)「変更部分の重複状況」の「他地域との重複」欄には、拡大の場合は新たに重複することとなる他地域の名称と面積、縮小の場合は変更前において重複していた他地域の名称と面積を記載する。なお、名称の記載する際、都市地域は「都」と、農業地域は「農」と、森林地域は「森」と、自然公園地域は「公」と、自然環境保全地域は「保」という略称を用いる。地域が重複している場合は、例えば「都農」等と略称を組み合わせる。
- 5)「変更部分の重複状況」の「細区分の指定状況」欄には、上記4)と同様の考え方で個別規制法の各地域・区域の種類と面積を記載する。その際、市街化区域は「市街」と、市街化調整区域は「調整」と、その他都市計画区域における用途地域は「用途」と、農用地区域は「農用」と、国有林は「国林」と、地域森林計画対象民有林は「民林」と、保安林は「保安」と、特別地域は「公特」と、特別保護地区は「保護」と、原生自然環境保全地域は「原生」と、特別地区は「保特」と記載する。
- 6)「白地地域の増減」欄には、変更によって減少又は増加することとなる白地地域の面積を記載すること。なお、白地地域が減少する場合は、数字の前に△を付すこと。
- 7)「変更部分の地目現況」欄は、固定資産税概要調書、航空写真等を基に、該当する現況を農用地、森林、原野、水面・河川・水路(河川等)、道路、宅地、その他に分類して記載する。
- 8)「変更を必要とする理由」欄には、人口、産業、交通、自然条件等により地域の特質、土地利用の現況及び動向を明らかにしつつ、その必要性について記載する。また、細区分の設定の有無、関連する事業計画等も記載する。
- 9)「関連する個別規制法の措置(予定)」には、個別規制法に基づく地域・区域(細区分を含む)の指定(変更及び廃止を含む)の予定を記載する。
- 10)「個別規制法の調整状況」とは、法令や通知で国の関係地方支分部局との間で調整を行うこととされている場合における、都道府県(個別規制法担当部局)と当該地方支分部局(個別規制法担当部局)との調整を指す。なお、本欄には、①どの地方支分部局(個別規制法担当部局)と、②いつどのような方法で接触をし、③いつどのような反応を得られたかを記載すること。(例:○○農政局○○課に○月○日文書にて照会。○月○日時点未回答。○月○日口頭で了解の旨連絡受け。)

変更地域別概要

(別紙)

整理番号	変更地域名 (図面番号)	関係市町村名	変更する面積		変更部分の重複状況(ha)				変更部分の地目現況 (ha)	変更を必要とする理由 (地域設定に伴う土地利用に関する基本的事項)	関連する個別規制法の措置 (予定)	個別規制法の調整状況				
			拡大面積 (ha)	縮小面積 (ha)	他地域との重複		細区分の指定状況	白地地域の増減								
					名称	面積										
1	大塔山系の県立自然公園地域(5-4)	田辺市 新宮市 古座川町	10,226		森	10,226	国林	3,916		森林	10,226	平成22年の和歌山県立自然公園条例の改正(平成22年7月1日施行)により、県立自然公園の目的に、生物多様性の確保に寄与することが追加された。さらに、平成28年3月に生物多様性和歌山戦略が策定され、豊かな自然環境のもと多種多様な生物が生息する県土づくりを進めていくことが課題となっている。このことから、和歌山県立自然公園の指定要件「県内にある優れた自然の風景地」を満たし、生物多様性の確保が必要な地域を県立自然公園に指定するため。	大塔山県立自然公園(仮称)の新規指定(大塔日置川及び古座川県立自然公園の一部を編入) 白見山和田川峡県立自然公園の区域拡張(令和2年3月予定)			
2	海岸沿いの県立自然公園地域(2-1)(5-1)	有田市	1		都	1				その他	1	平成21年4月28日の全般的な見直し以降の自然的・社会的条件の変化に対応し、本地域の適正な保護と利用を図るため、公園区域の変更を行う。(公園区域が不明確な箇所について、明確化を図る。)	西有田県立自然公園の区域変更(令和2年3月予定)			
		有田市 湯浅町 広川町		50	農森	50				農用地	14					
3	海岸沿いの県立自然公園地域(2-2)(5-1、-3)	由良町	6		森	6				森林	6	平成21年4月28日の全般的な見直し以降の自然的・社会的条件の変化に対応し、本地域の適正な保護と利用を図るため、公園区域の変更を行う。(公園区域が不明確な箇所について、明確化を図る。)	白崎海岸県立自然公園の区域変更(令和2年3月予定)			
				17	農森	17				農用地	4					
4	海岸沿いの県立自然公園地域(2-3)(5-3)	美浜町 日高町		18	都農森	18				森林	16	平成21年4月28日の全般的な見直し以降の自然的・社会的条件の変化に対応し、本地域の適正な保護と利用を図るため、公園区域の変更を行う。(公園区域が不明確な箇所について、明確化を図る。)	煙樹海岸県立自然公園の区域変更(令和2年3月予定)			
合計			10,233	85					0							

【記載上の注意事項】

1)「整理番号」欄は、変更地域ごとに付し、必要に応じて枝番を使用する。

2)「変更地域名」欄には、変更部分の通称(市町村名)の五地域名(例:○○都市地域)を記載する。また、対応する土地利用基本計画図の図面番号を括弧書きで併せて記載する。

- 3)「変更する面積」、「変更部分の重複状況」、「変更部分の地目現況」欄の面積には、整数値を記載することとし、小数点以下を四捨五入する。なお、「変更する面積」=「他地域との重複計」+「白地地域の増減」=「変更部分の地目現況計」の関係となる。また、「細区分の指定状況」の各項目の面積は、対応する「他地域との重複」の項目の面積と同じか、それ以下となる。
- 4)「変更部分の重複状況」の「他地域との重複」欄には、拡大の場合は新たに重複することとなる他地域の名称と面積、縮小の場合は変更前において重複していた他地域の名称と面積を記載する。なお、名称の記載する際、都市地域は「都」と、農業地域は「農」と、森林地域は「森」と、自然公園地域は「公」と、自然環境保全地域は「保」という略称を用いる。地域が重複している場合は、例えば「都農」等と略称を組み合わせる。
- 5)「変更部分の重複状況」の「細区分の指定状況」欄には、上記4)と同様の考え方で個別規制法の各地域・区域の種類と面積を記載する。その際、市街化区域は「市街」と、市街化調整区域は「調整」と、その他都市計画区域における用途地域は「用途」と、農用地区域は「農用」と、国有林は「国林」と、地域森林計画対象民有林は「民林」と、保安林は「保安」と、特別地域は「公特」と、特別保護地区は「保護」と、原生自然環境保全地域は「原生」と、特別地区は「保特」と記載する。
- 6)「白地地域の増減」欄には、変更によって減少又は増加することとなる白地地域の面積を記載すること。なお、白地地域が減少する場合は、数字の前に△を付すこと。
- 7)「変更部分の地目現況」欄は、固定資産税概要調書、航空写真等を基に、該当する現況を農用地、森林、原野、水面・河川・水路(河川等)、道路、宅地、その他に分類して記載する。
- 8)「変更を必要とする理由」欄には、人口、産業、交通、自然条件等により地域の特質、土地利用の現況及び動向を明らかにしつつ、その必要性について記載する。また、細区分の設定の有無、関連する事業計画等も記載する。
- 9)「関連する個別規制法の措置(予定)」には、個別規制法に基づく地域・区域(細区分を含む)の指定(変更及び廃止を含む)の予定を記載する。
- 10)「個別規制法の調整状況」とは、法令や通知で国の関係地方支分部局との間で調整を行うこととされている場合における、都道府県(個別規制法担当部局)と当該地方支分部局(個別規制法担当部局)との調整を指す。なお、本欄には、①どの地方支分部局(個別規制法担当部局)と、②いつどのような方法で接触をし、③いつどのような反応を得られたかを記載すること。(例:○○農政局○○課に○月○日文書にて照会。○月○日時点未回答。○月○日口頭で了解の旨連絡受け。)

2 計画図(変更区域・変更位置図)

別添のとおり

3 計画書

計画書の項目	変更前の記述	変更後の記述	変更を必要とする理由
		<p>変更なし</p>	

4 市町村・国土審議会への意見聴取等の結果

(1) 市町村長(国土利用計画法第9条第12項関連)

市町村名	調整状況
和歌山市	済
有田市	済
田辺市	済
新宮市	済
紀の川市	済
湯浅町	済
広川町	済
美浜町	済
日高町	済
由良町	済
白浜町	済
古座川町	済
北山村	済
串本町	済

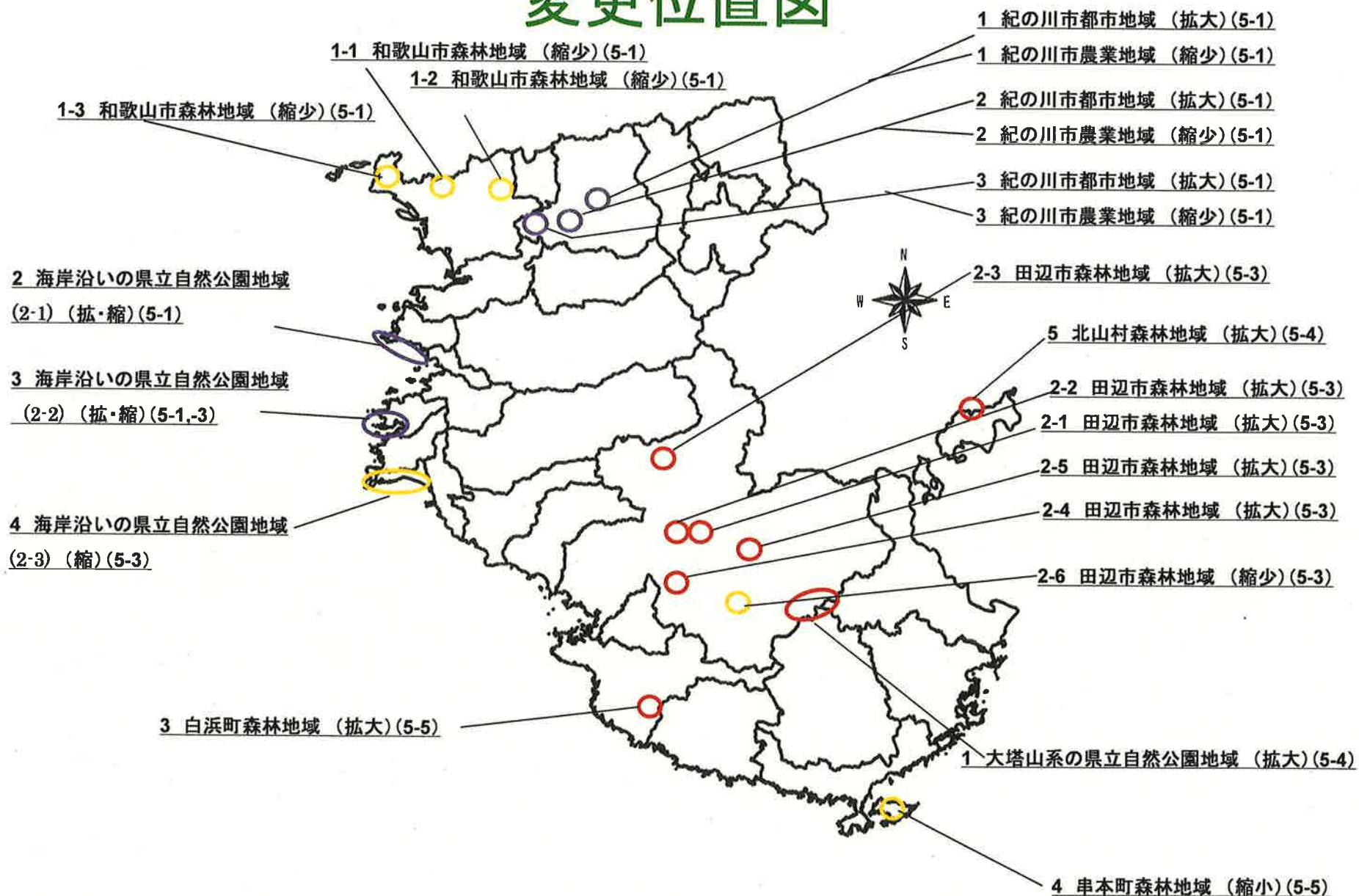
(2) 国土利用計画法第38条の規定に基づく合議制の機関(国土利用計画法第9条第10項関連)

機関名	調整状況
和歌山県国土利用計画審議会	済

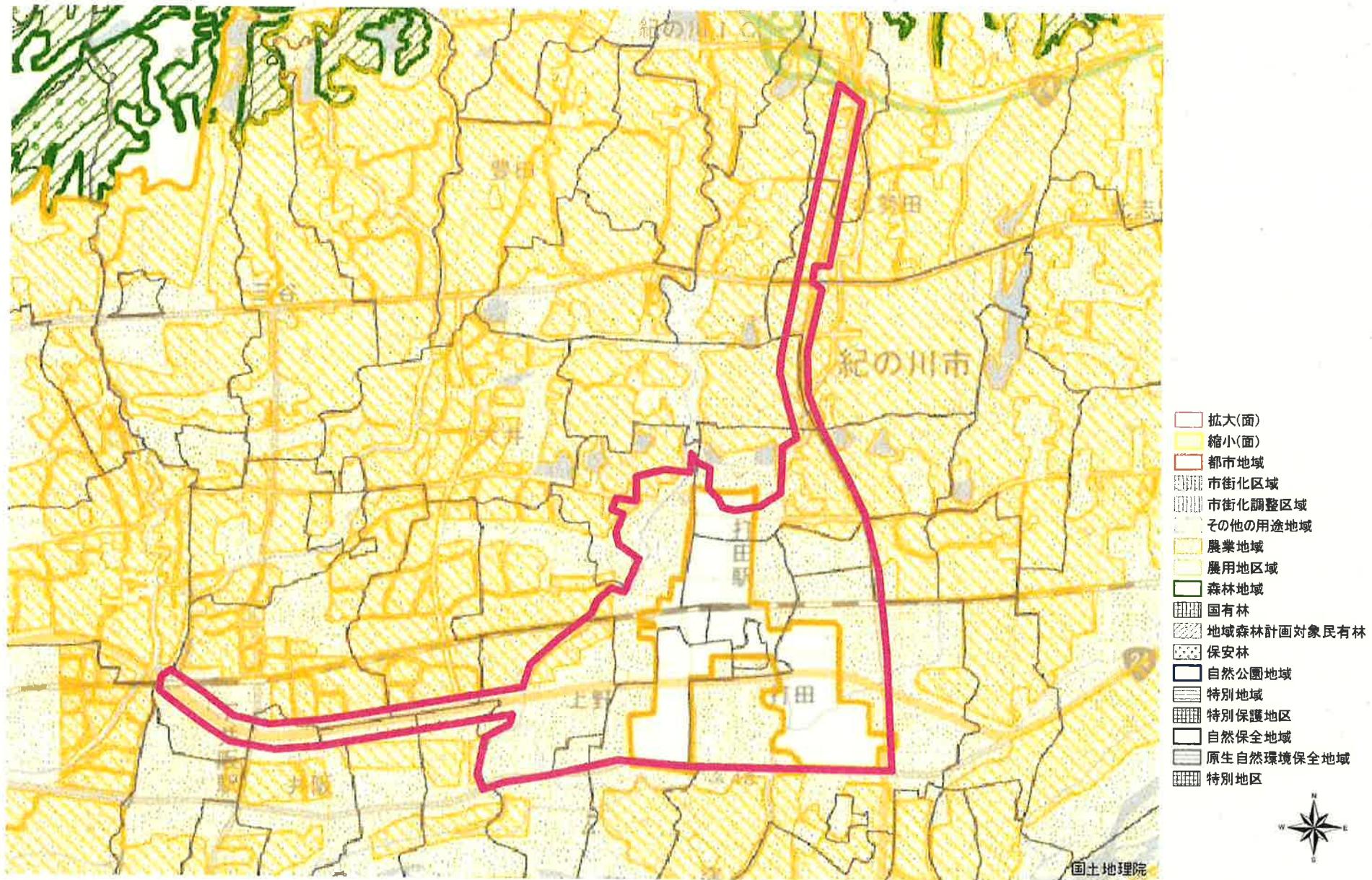
(3) 国土交通大臣(国土利用計画法第9条第10項関連)

機関名	調整状況
国土交通省	済

変更位置図



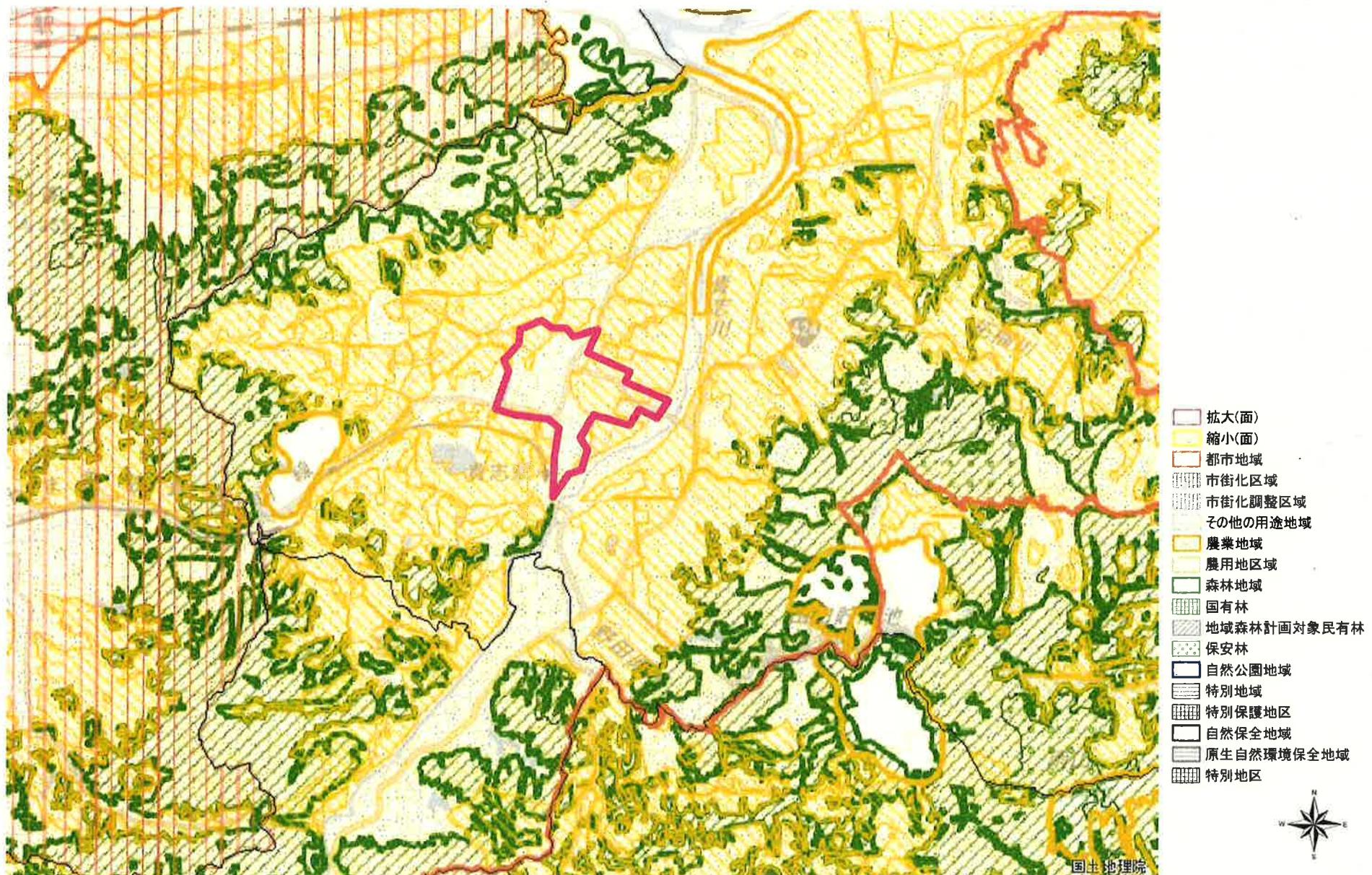
整理番号ー1 紀の川市都市地域 (5-1)



図の中心位置： 34.270, 135.360 (北緯,東経)

縮尺 1:30000 -13-

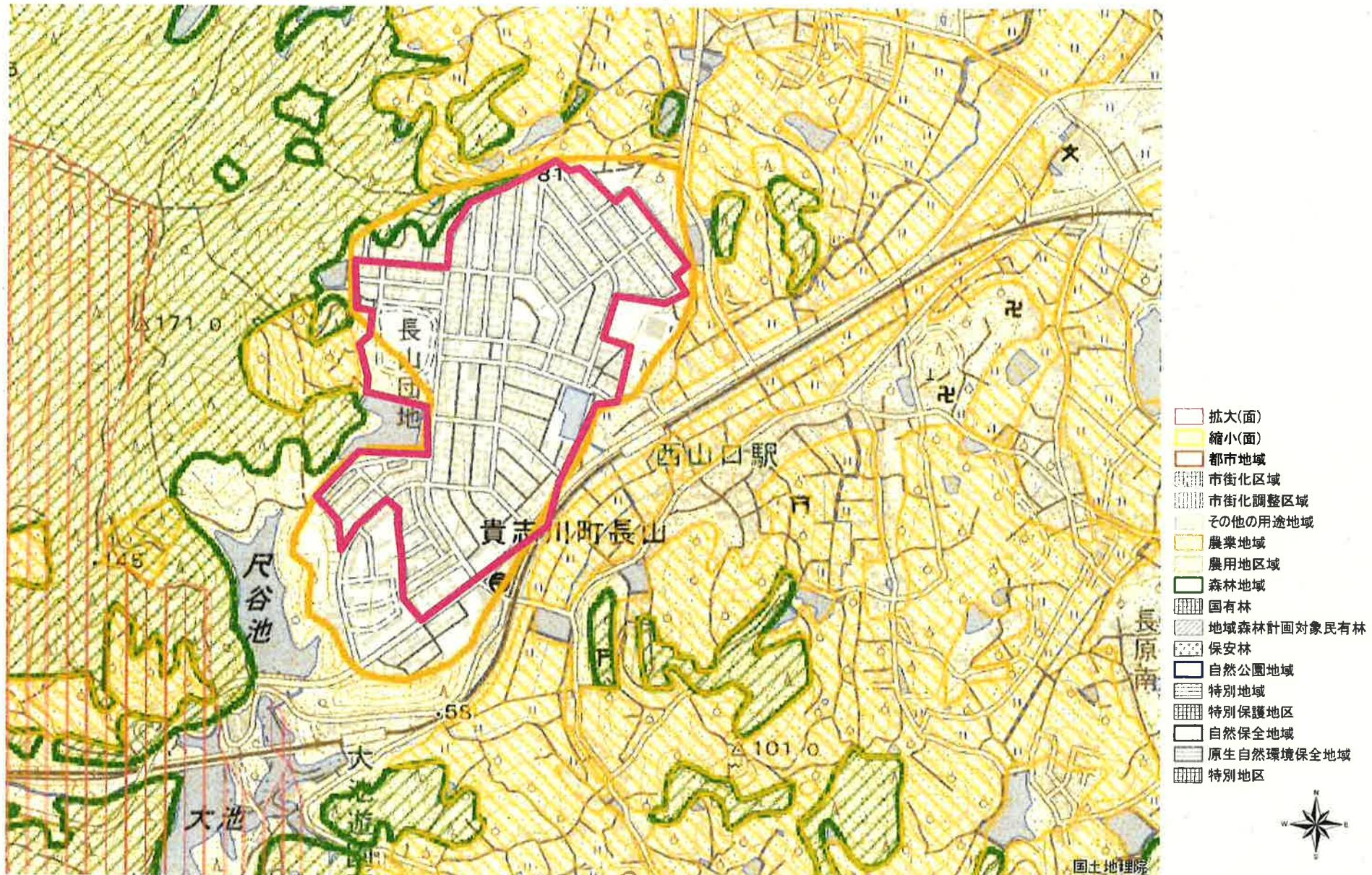
整理番号ー2 紀の川市都市地域 (5-1)



図の中心位置： 34.210, 135.320 (北緯,東経)

縮尺 1:50,000 -14-

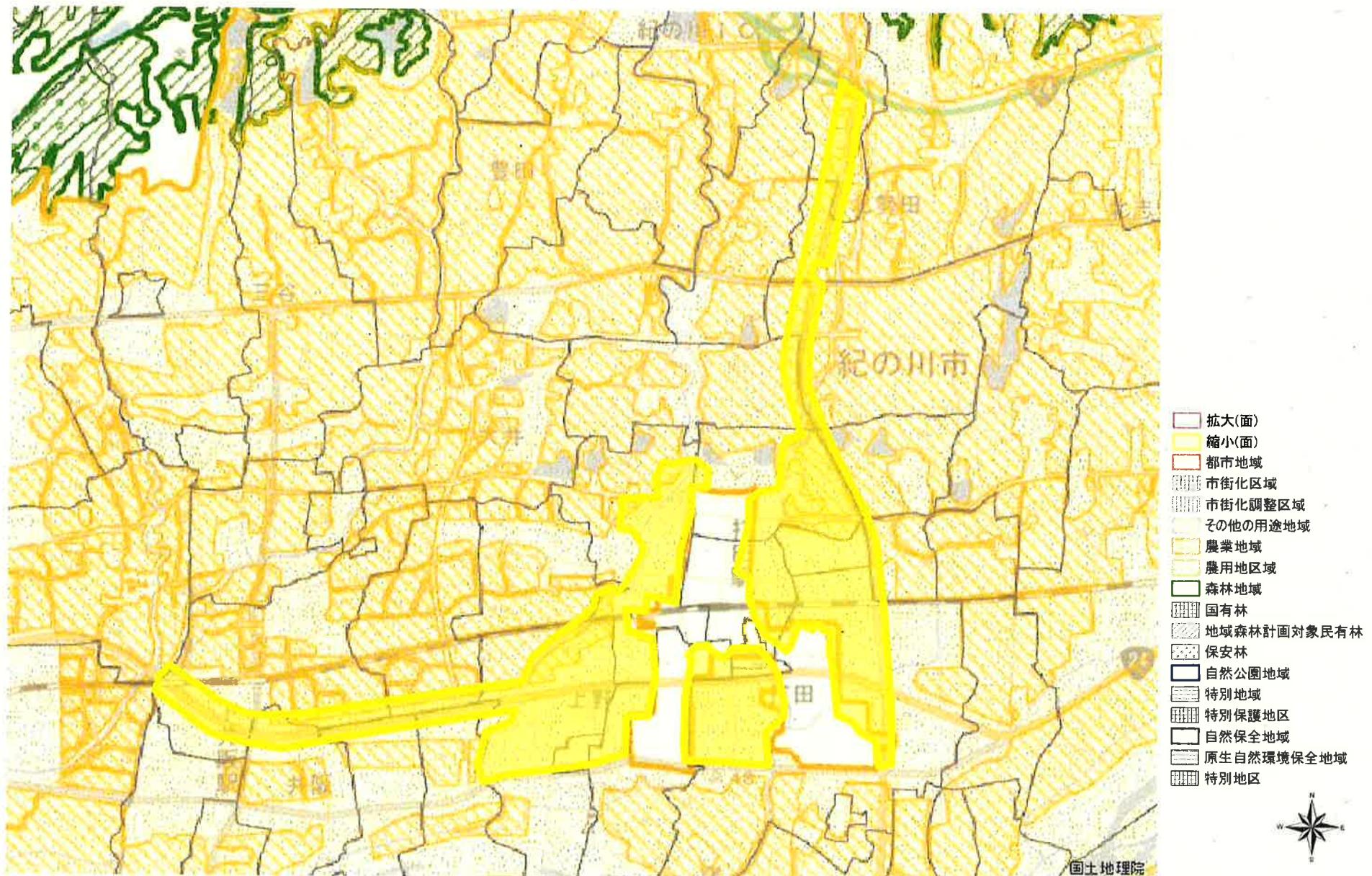
整理番号ー3 紀の川市都市地域 (5-1)



図の中心位置： 34.210, 135.290 (北緯,東経)

縮尺 1:10,000
-15-

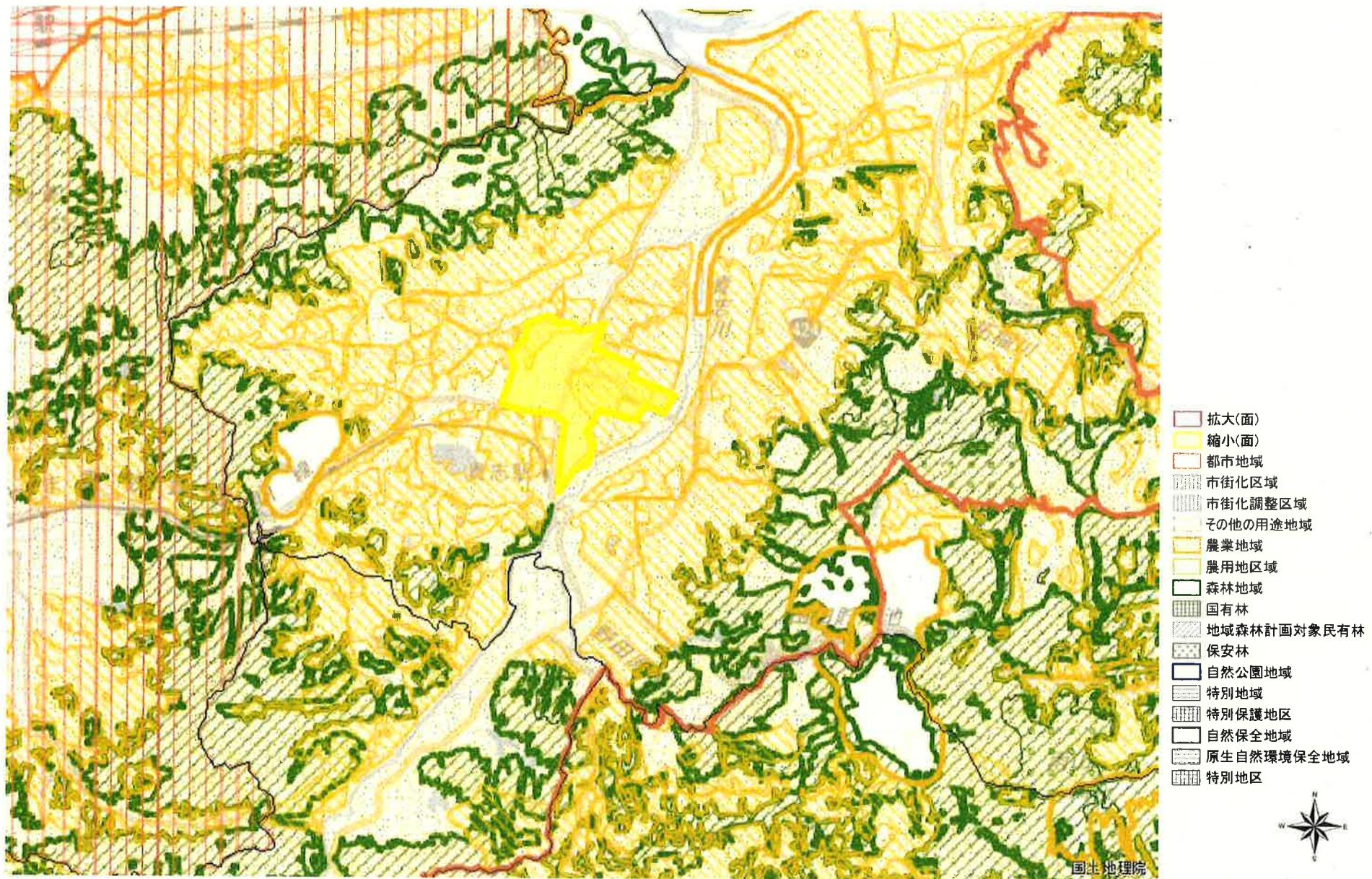
整理番号ー1 紀の川市農業地域（5-1）



図の中心位置 : 34.270, 135.360 (北緯,東経)

縮尺 1:30000

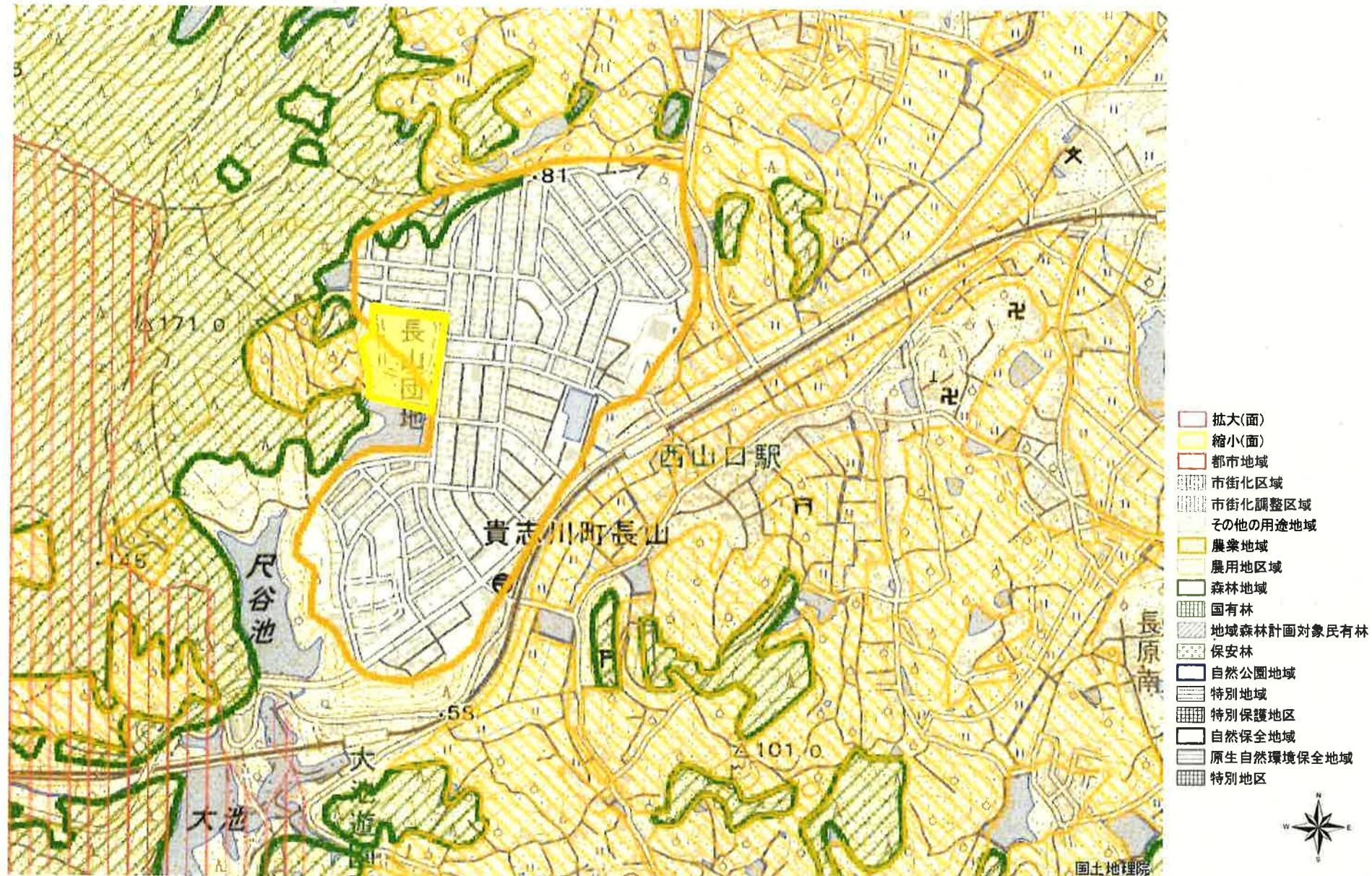
整理番号ー2 紀の川市農業地域（5-1）



図の中心位置： 34.210, 135.320 (北緯,東経)

縮尺 1:50,000 -17-

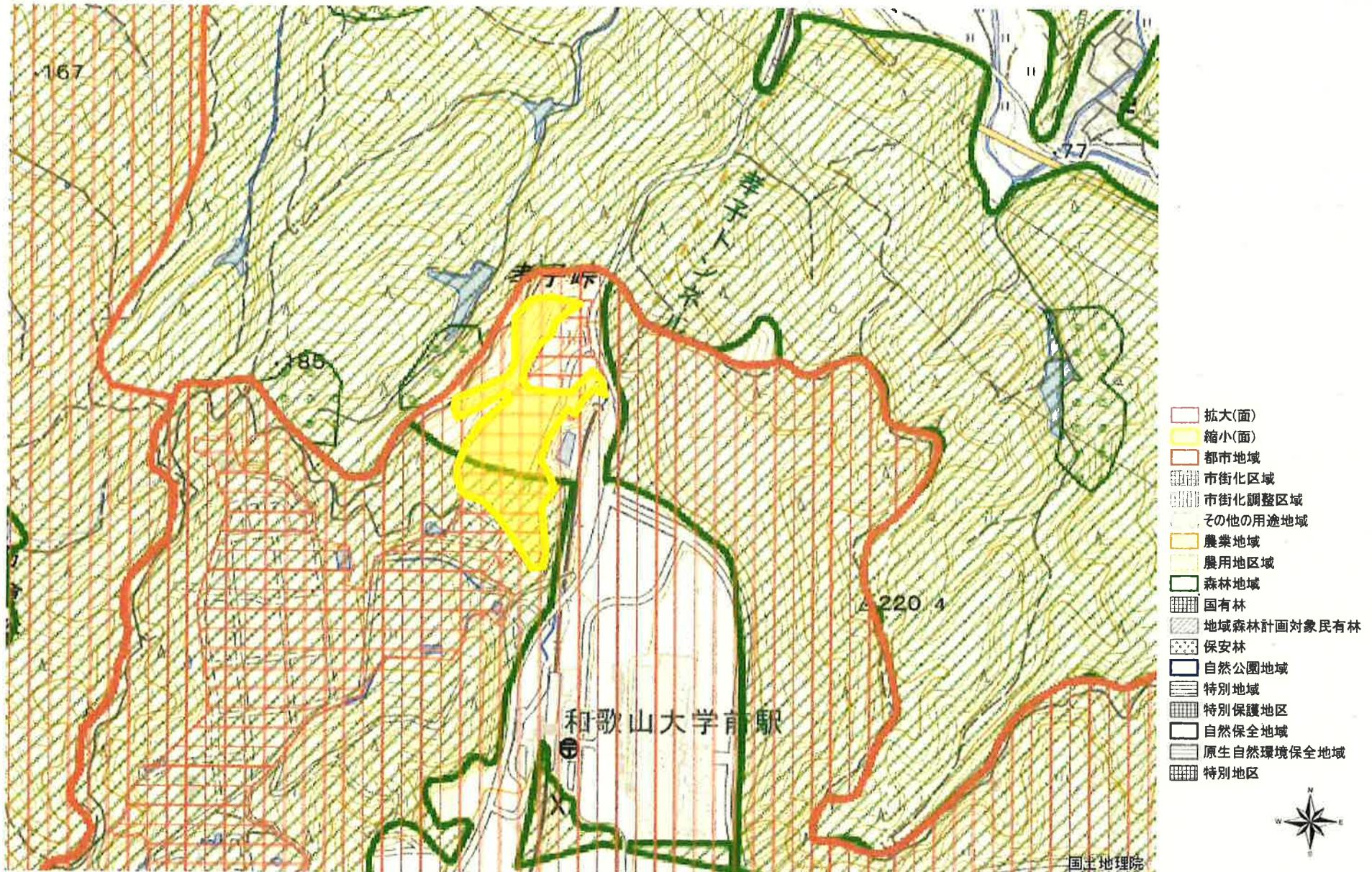
整理番号ー3 紀の川市農業地域 (5-1)



図の中心位置： 34.210, 135.290 (北緯,東経)

縮尺 1:10,000 -18-

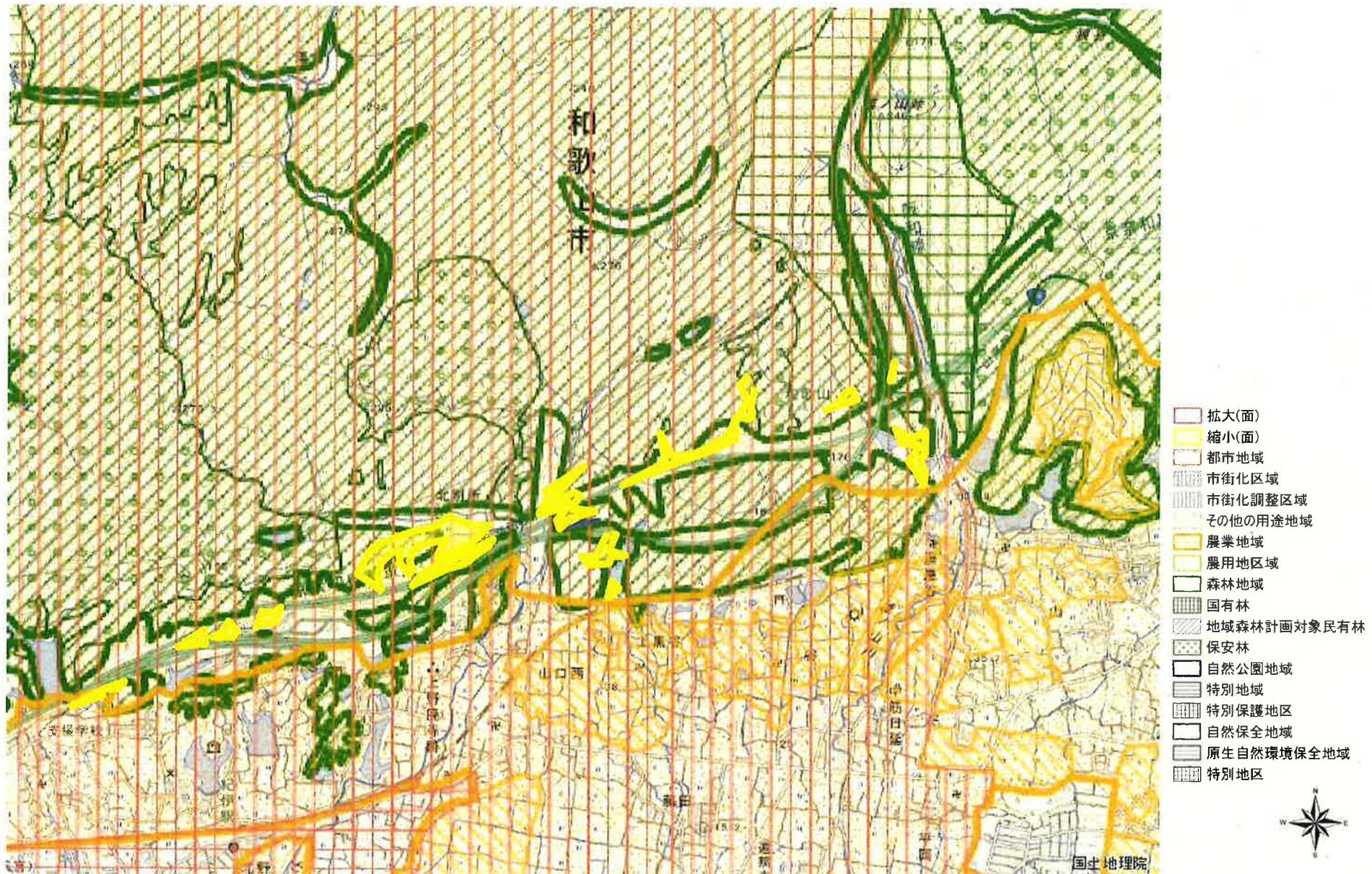
整理番号-1-1 和歌山市森林地域 (5-1)



図の中心位置： 34.280, 135.150 (北緯,東経)

縮尺 1:10,000

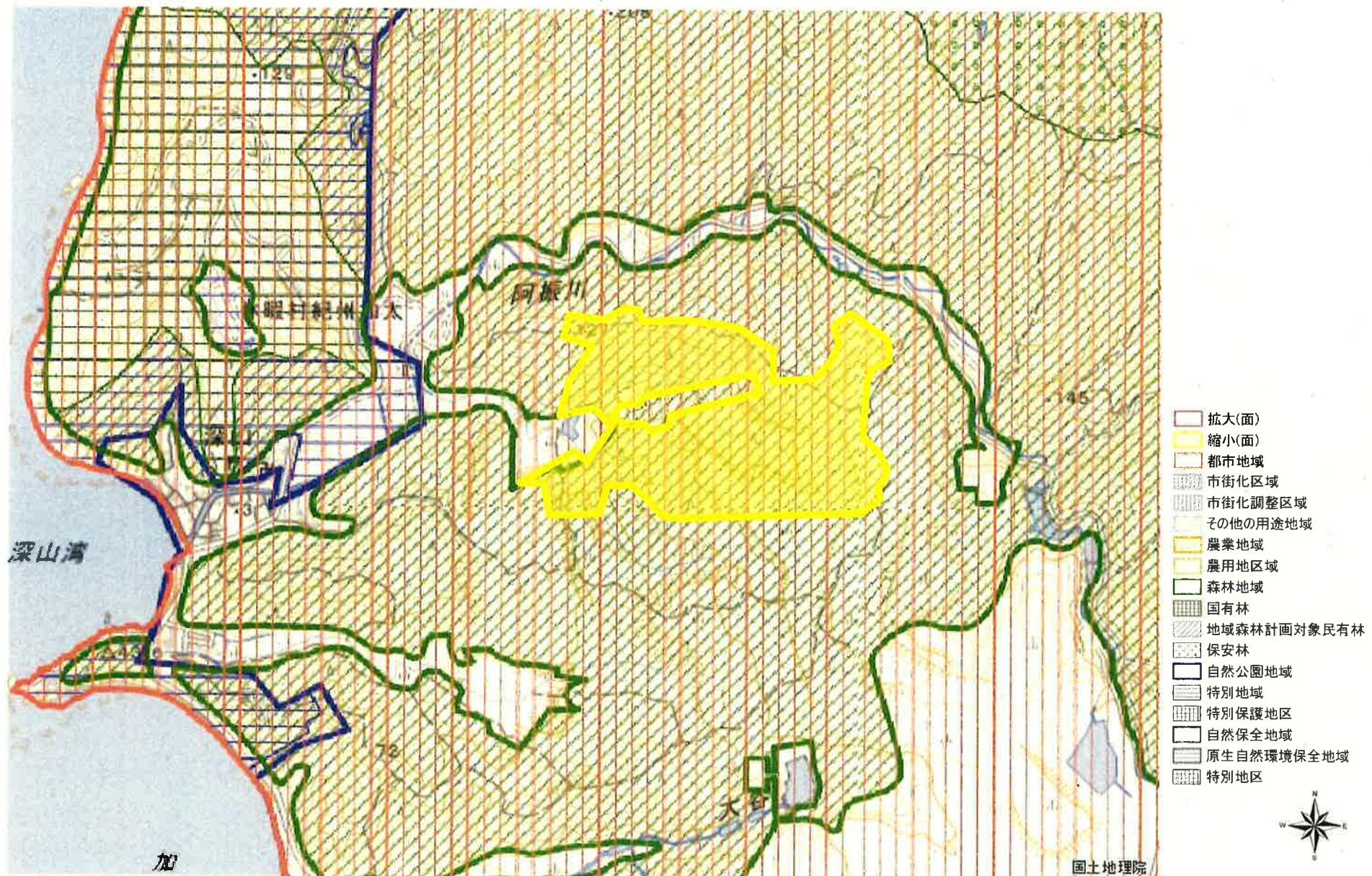
整理番号-1-2 和歌山市森林地域 (5-1)



図の中心位置： 34.280, 135.260 (北緯, 東経)

縮尺 1:20,000 -20-

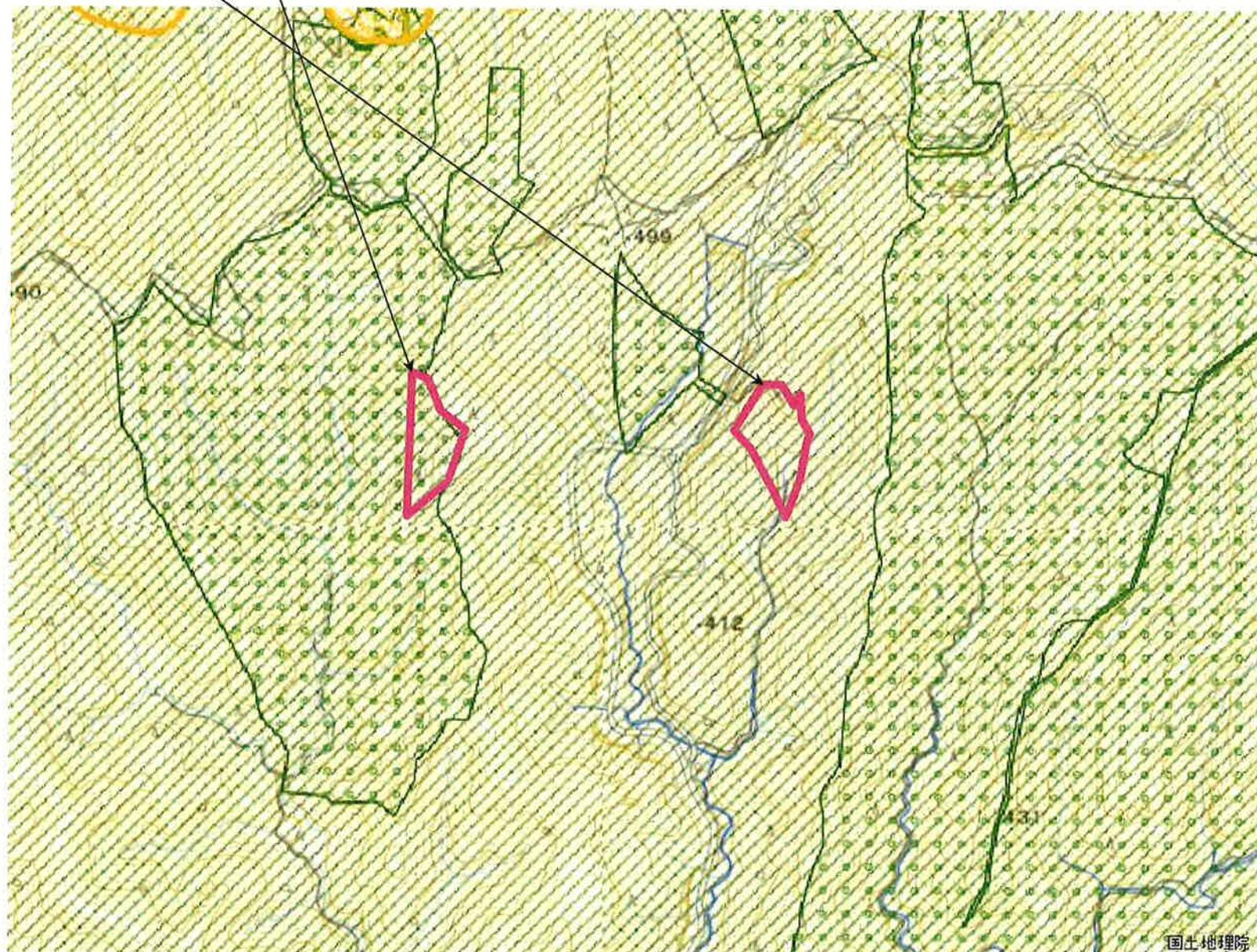
整理番号-1-3 和歌山市森林地域 (5-1)



図の中心位置： 34.290, 135.080 (北緯,東経)

縮尺 1:12,000 -21-

整理番号-2-1、2-2 田辺市森林地域 (5-3)



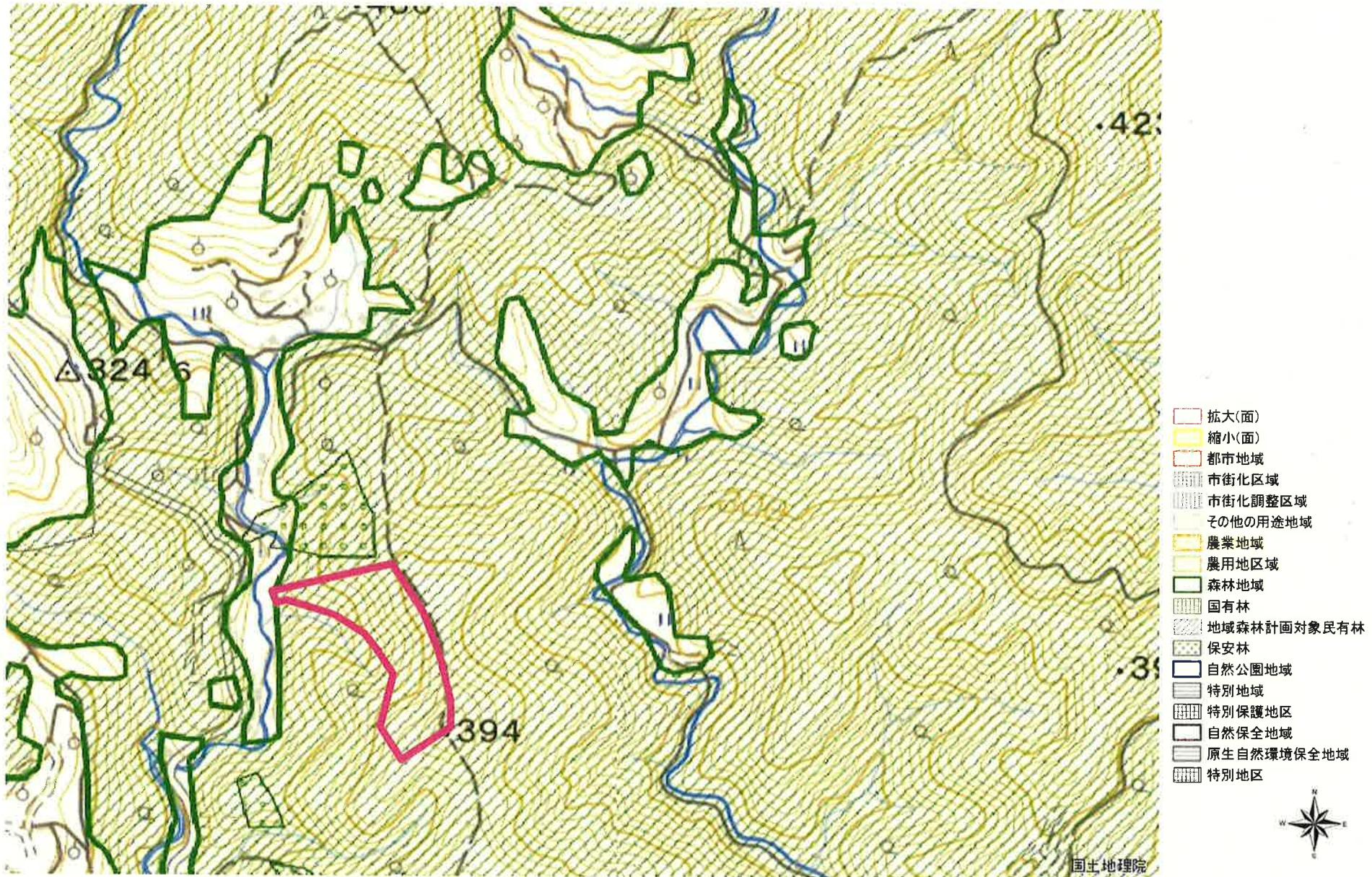
国土地理院



図の中心位置： 33.830, 135.440 (北緯,東経)

縮尺 1:12,000 -22-

整理番号-2-3 田辺森林地域 (5-3)

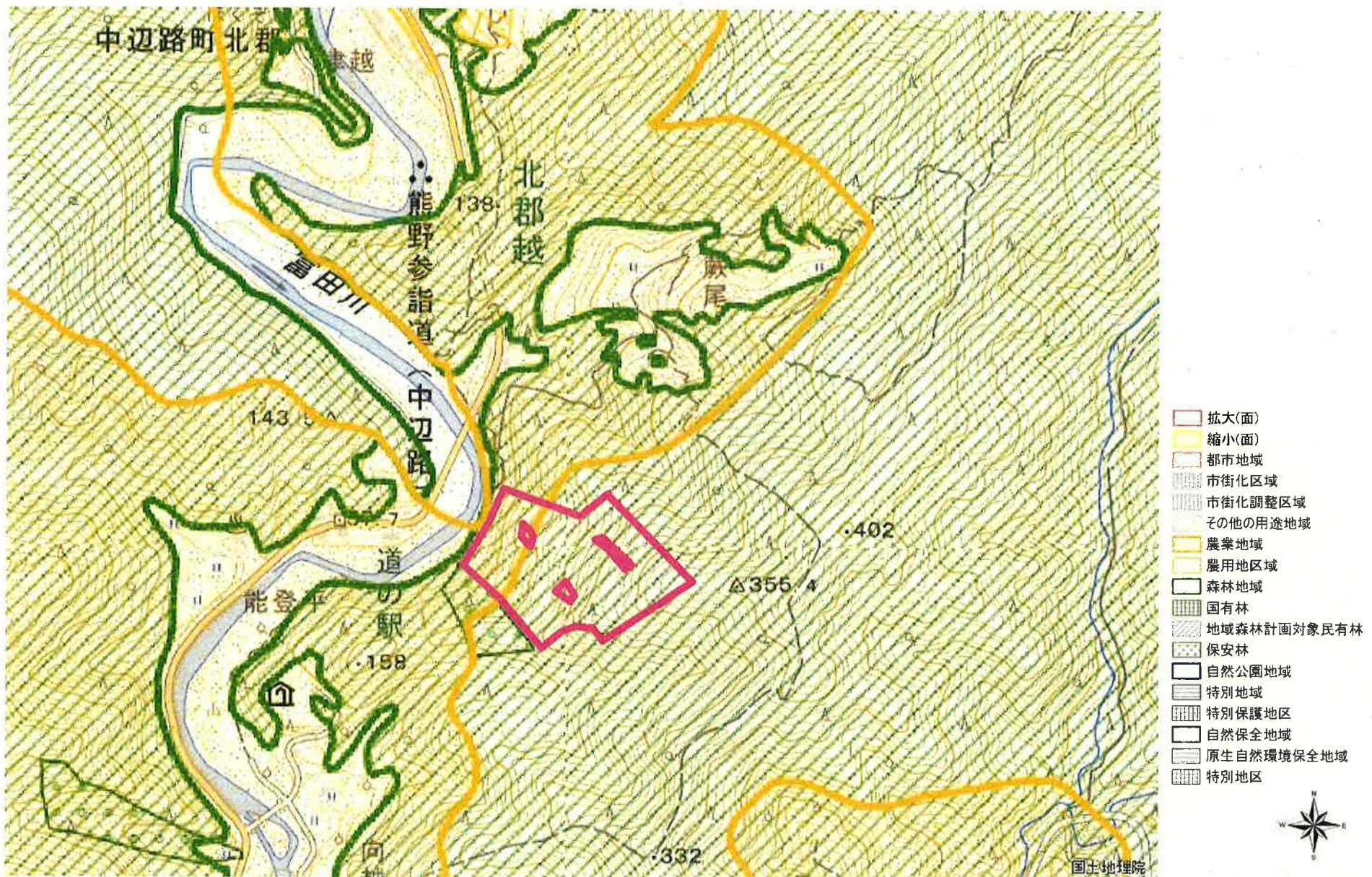


図の中心位置： 33.820, 135.420 (北緯, 東経)

縮尺

縮尺 1:12,000 -23-

整理番号-2-4 田辺市森林地域 (5-3)

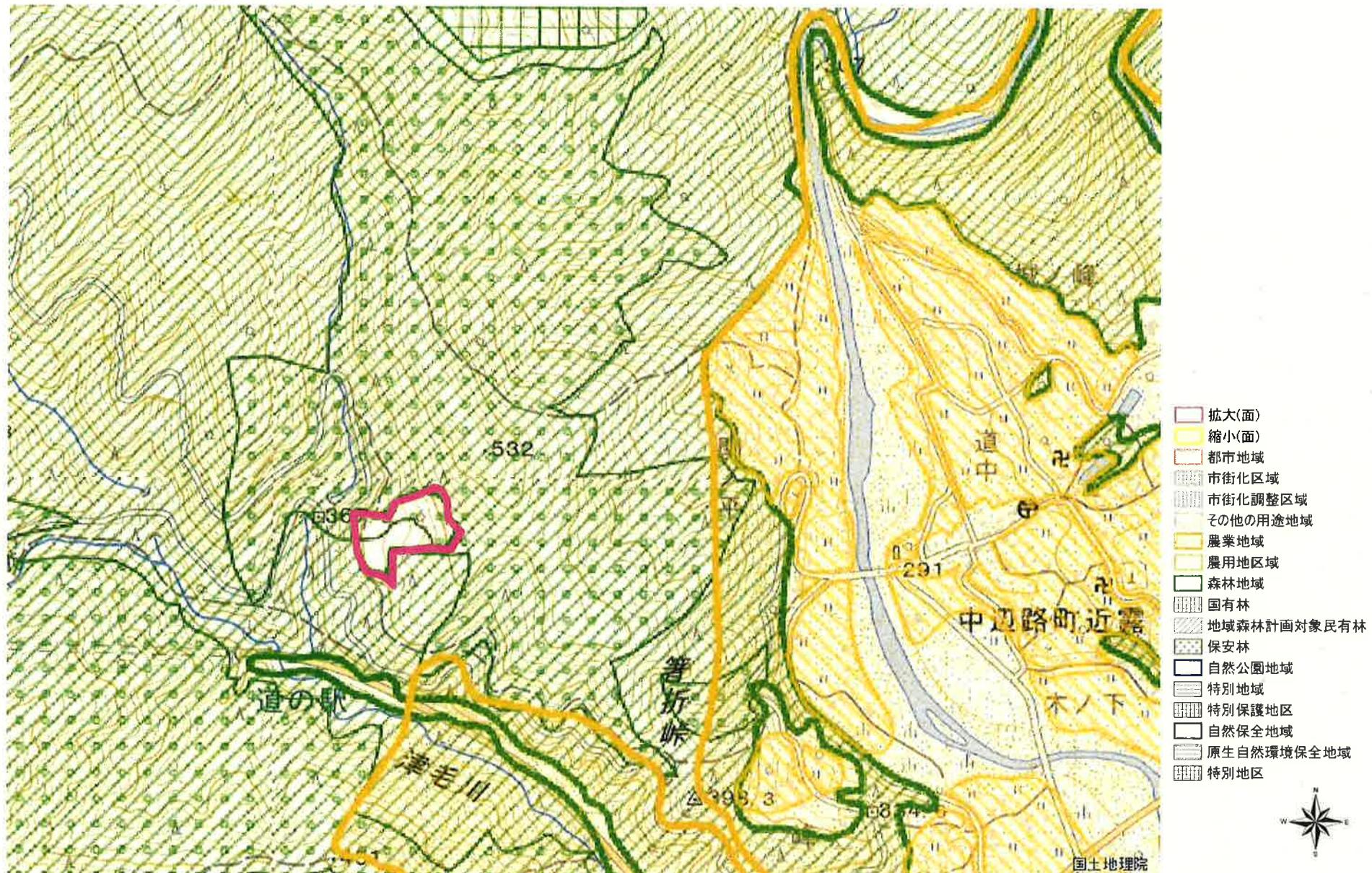


図の中心位置： 33.740, 135.510 (北緯,東経)

縮尺 1:10,000 -24-

国土地理院

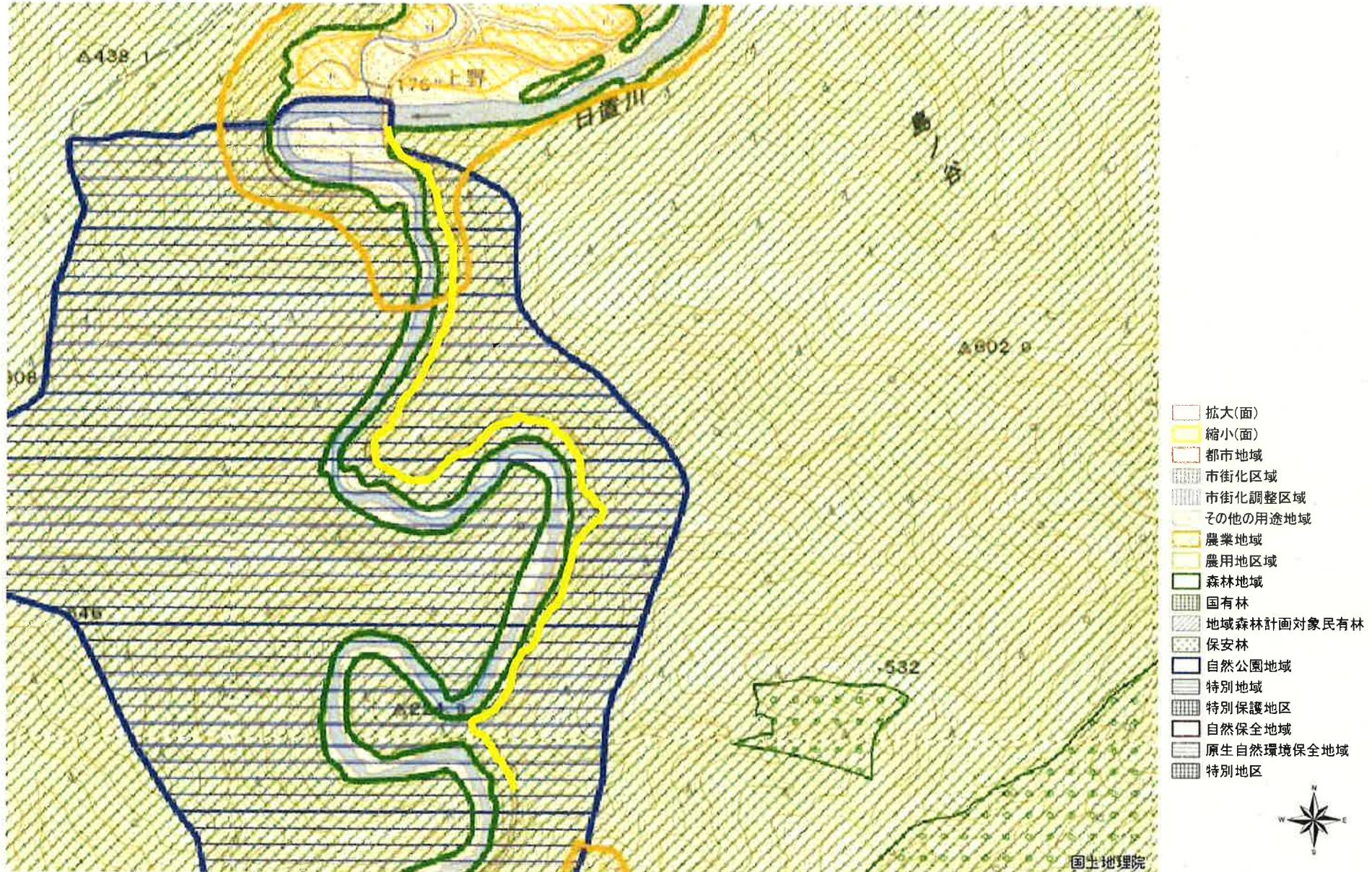
整理番号-2-5 田辺市森林地域 (5-3)



図の中心位置 : 33.820, 135.600 (北緯,東経)

縮尺 1:10,000 -25-

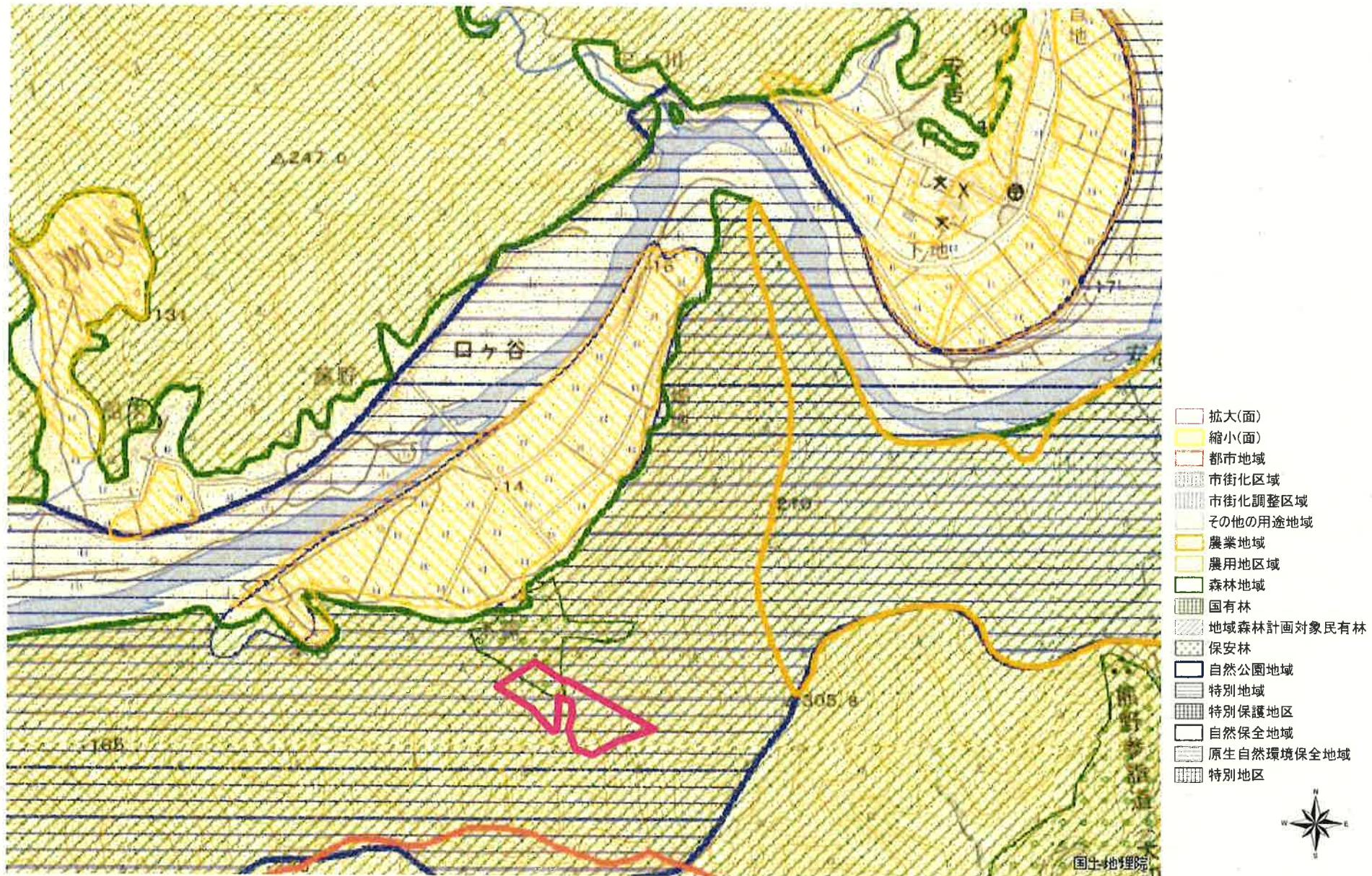
整理番号—2-6 田辺市森林地域 (5-3)



図の中心位置 : 33.730, 135.580 (北緯, 東経)

縮尺 1:12,000 -26-

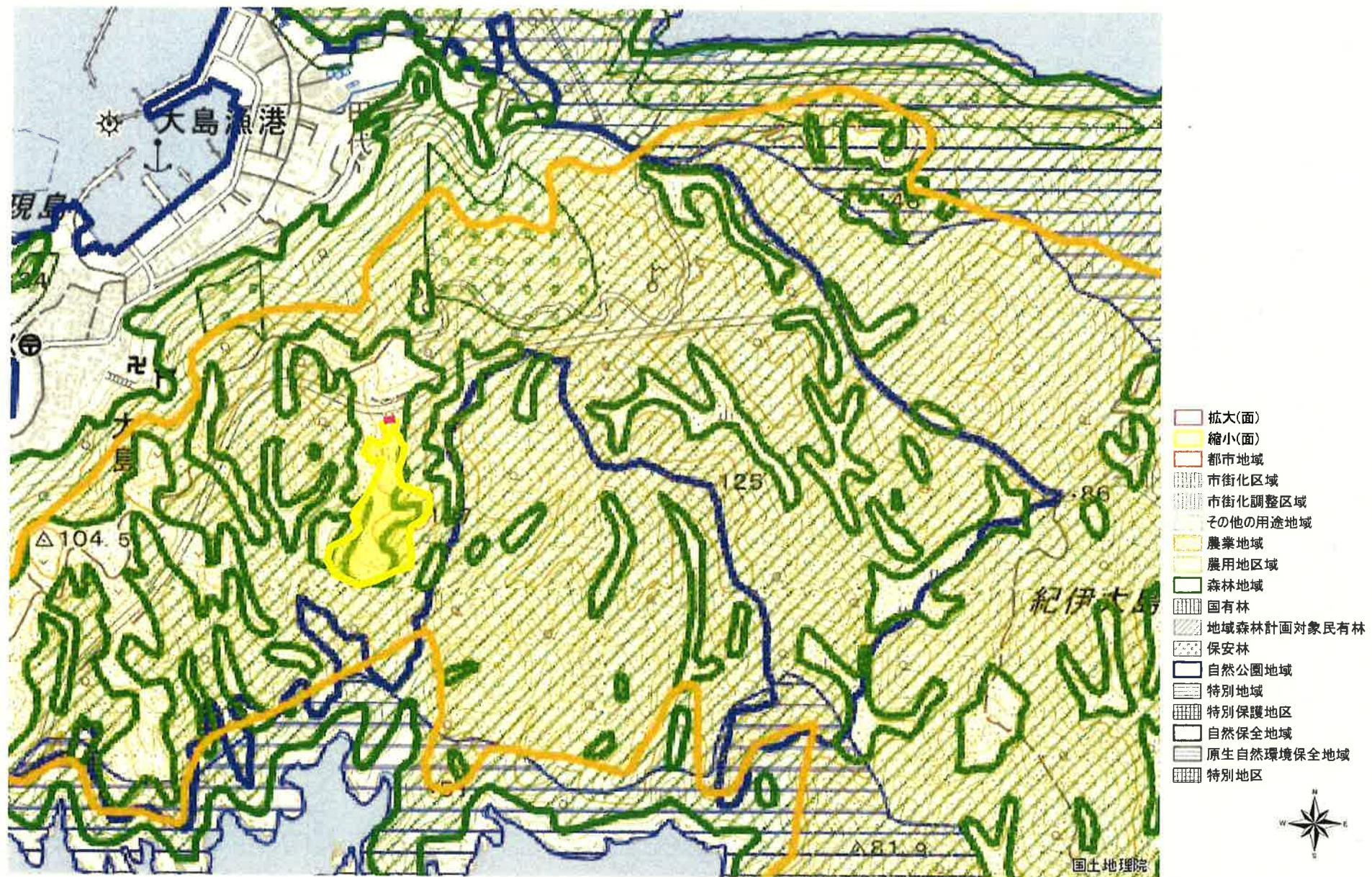
整理番号-3 白浜町森林地域 (5-5)



図の中心位置 : 33.600, 135.470 (北緯,東経)

縮尺 1:12,000 -27-

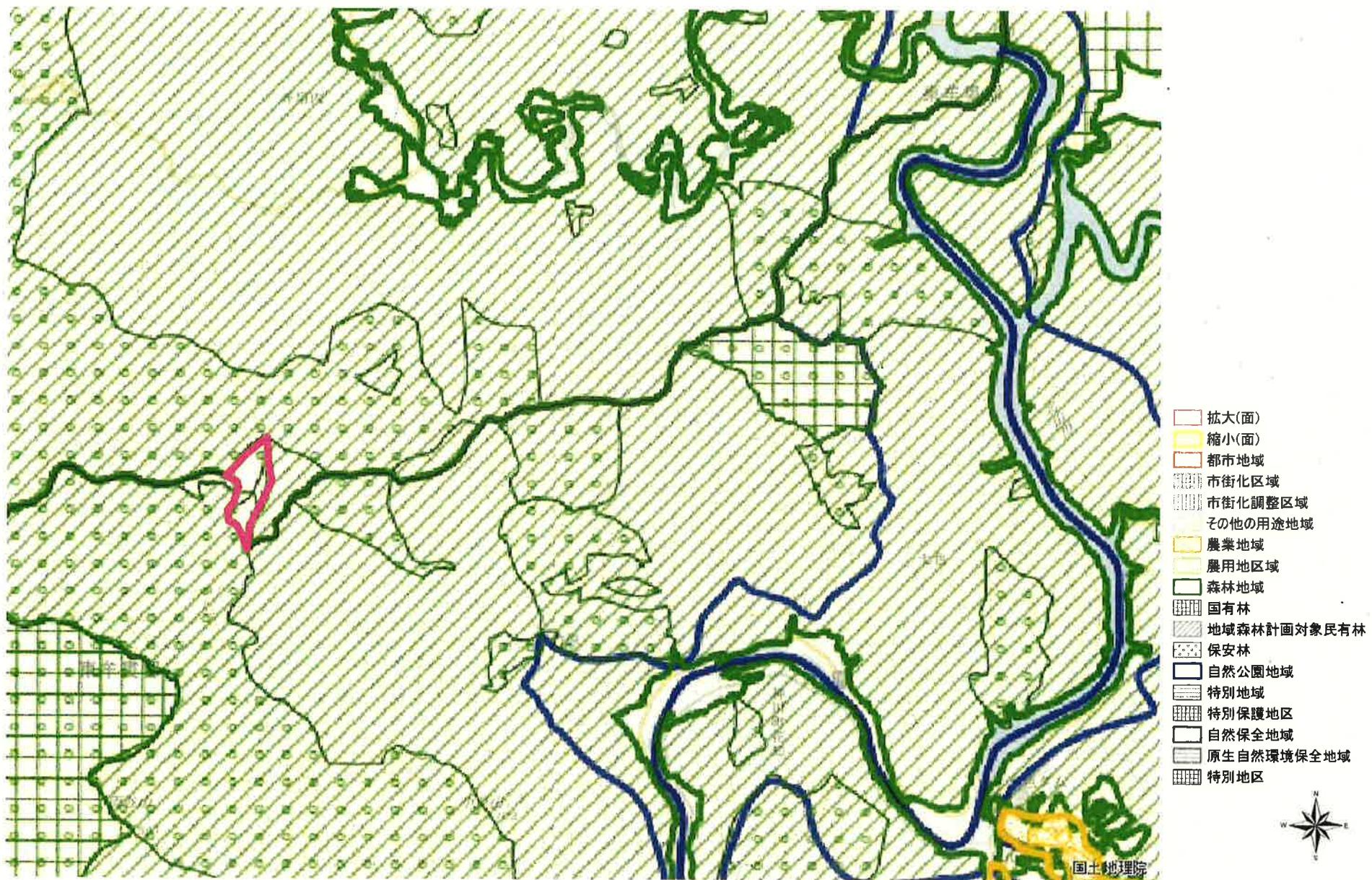
整理番号-4 串本町森林地域 (5-5)



図の中心位置： 33.470, 135.810 (北緯, 東経)

縮尺 1:10,000 -28-

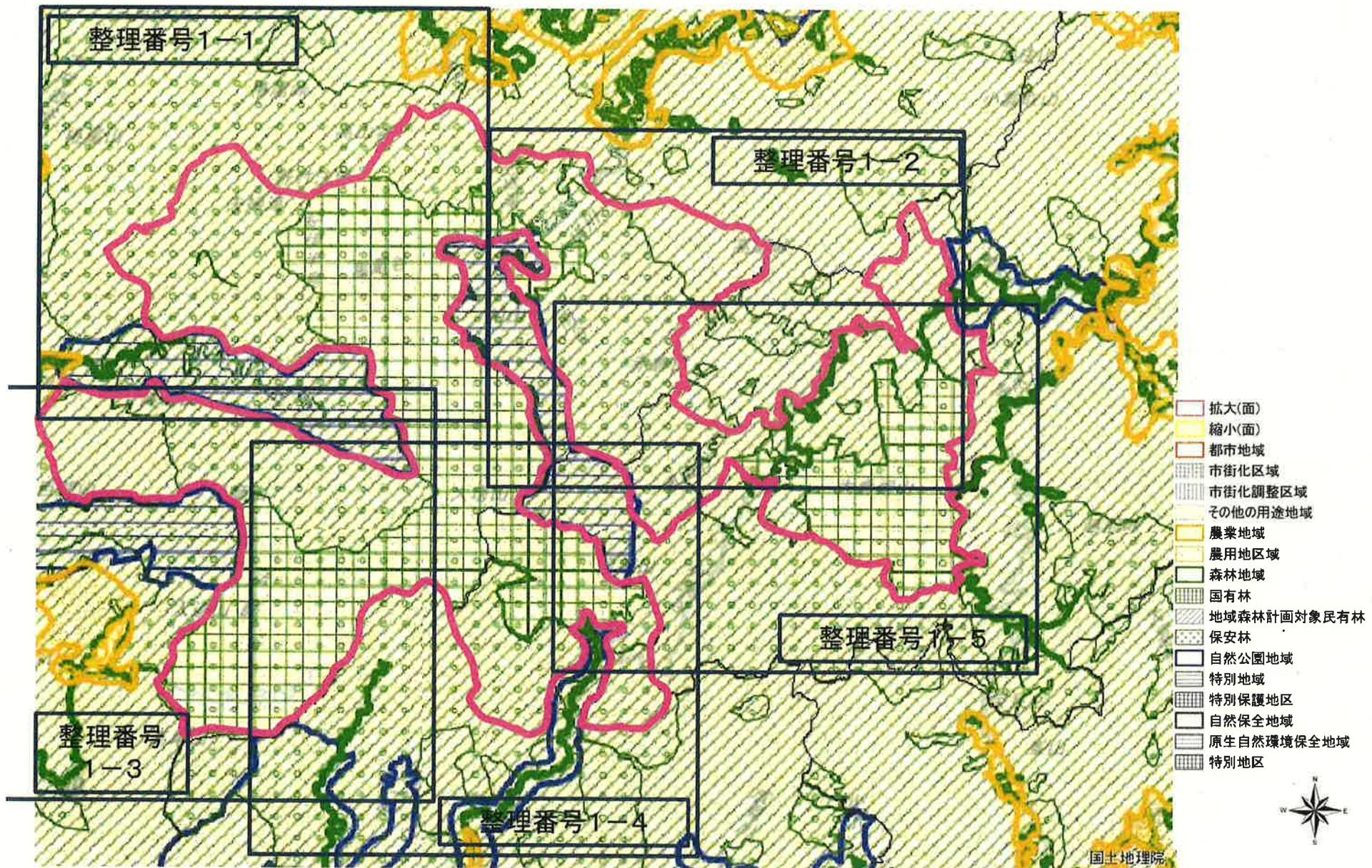
整理番号-5 北山村森林地域 (5-4)



図の中心位置： 33.980, 135.970 (北緯,東経)

縮尺 1:50000 -29-

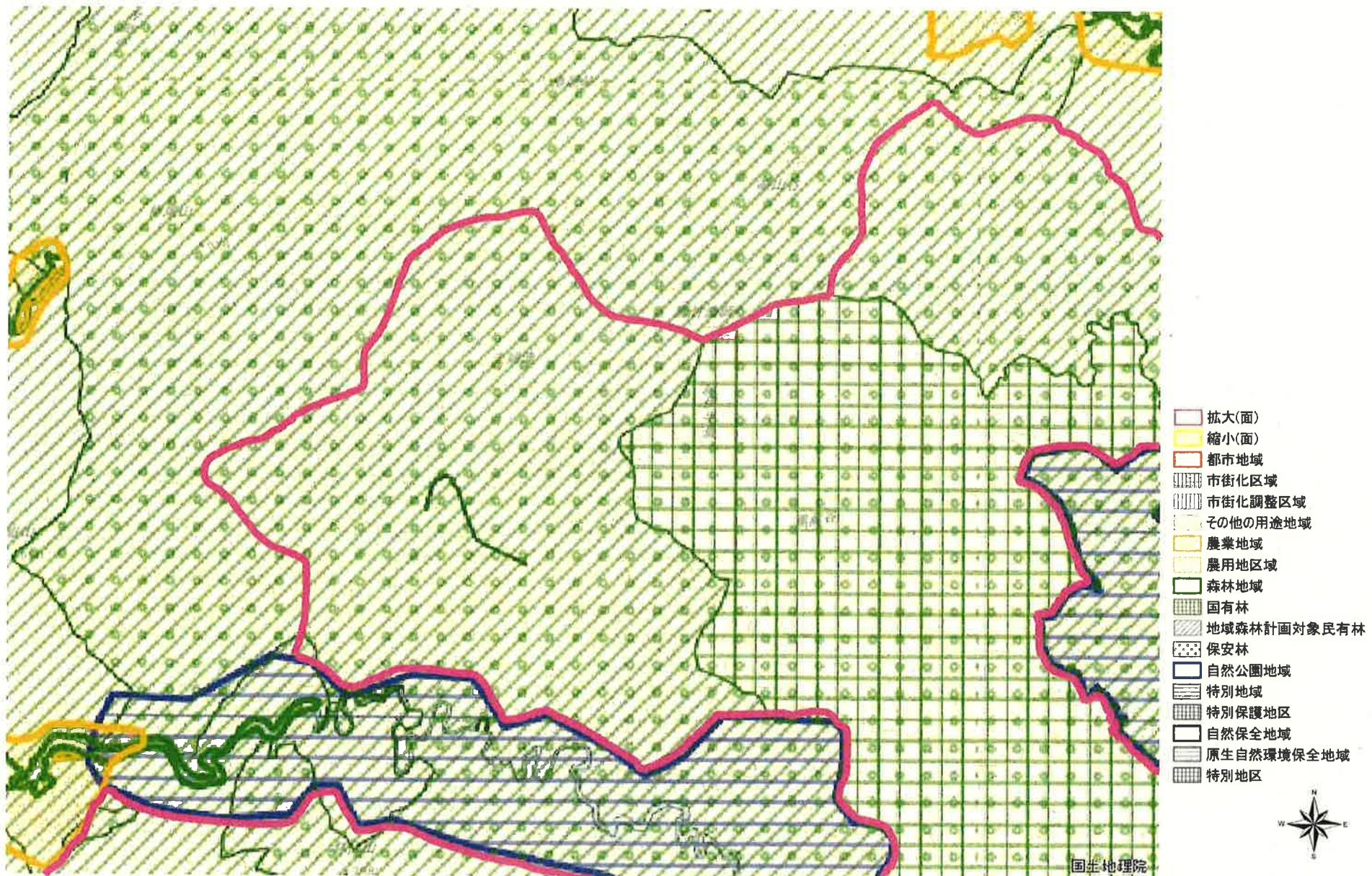
整理番号ー1 大塔山系の県立自然公園地域 (5-4)



図の中心位置： 33.740, 135.740 (北緯,東経)

縮尺 1:100,000

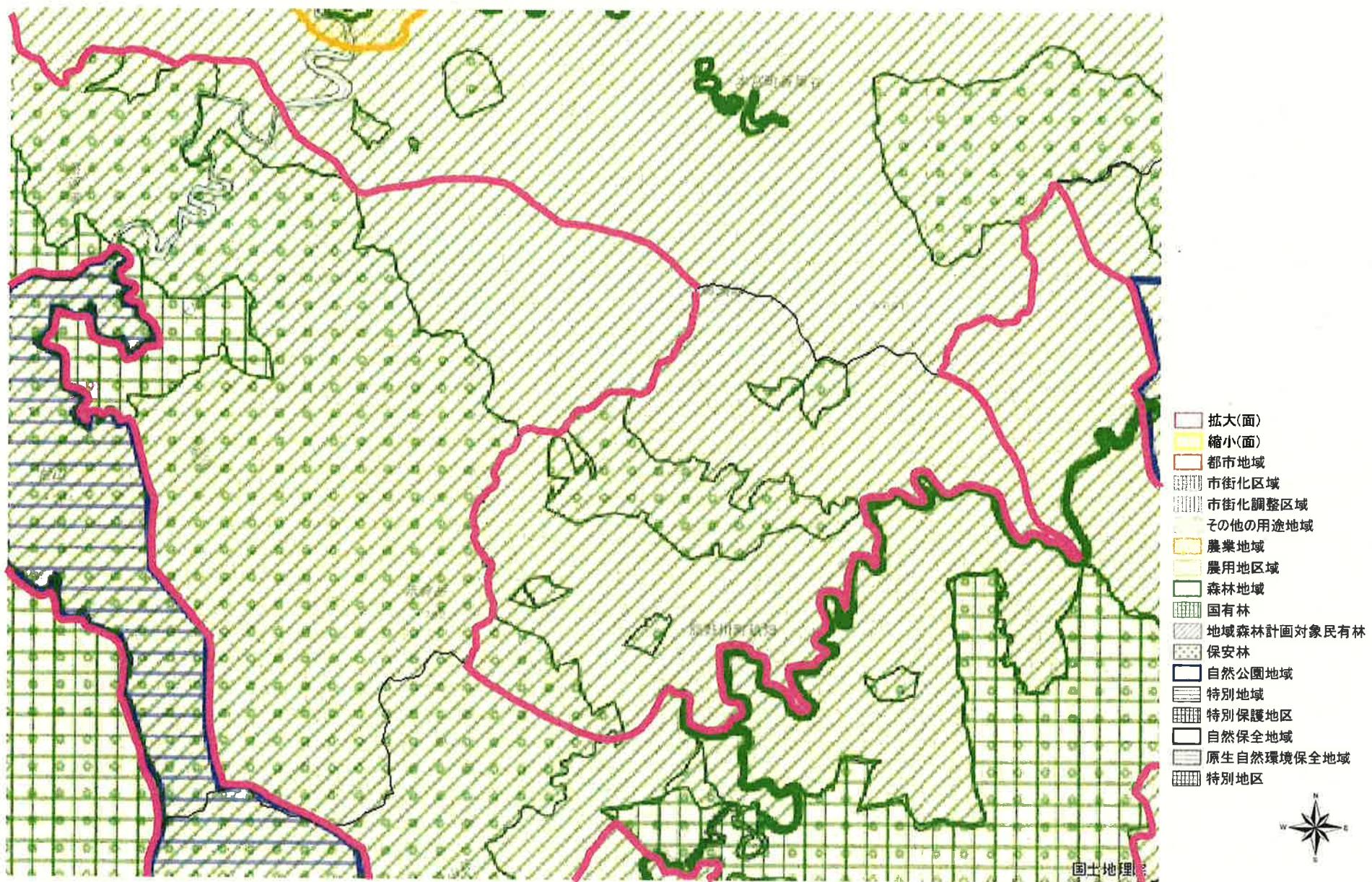
整理番号－1－1 大塔山系の県立自然公園地域 (5-4)



図の中心位置： 33.770, 135.670 (北緯,東経)

縮尺 1:50000 -31-

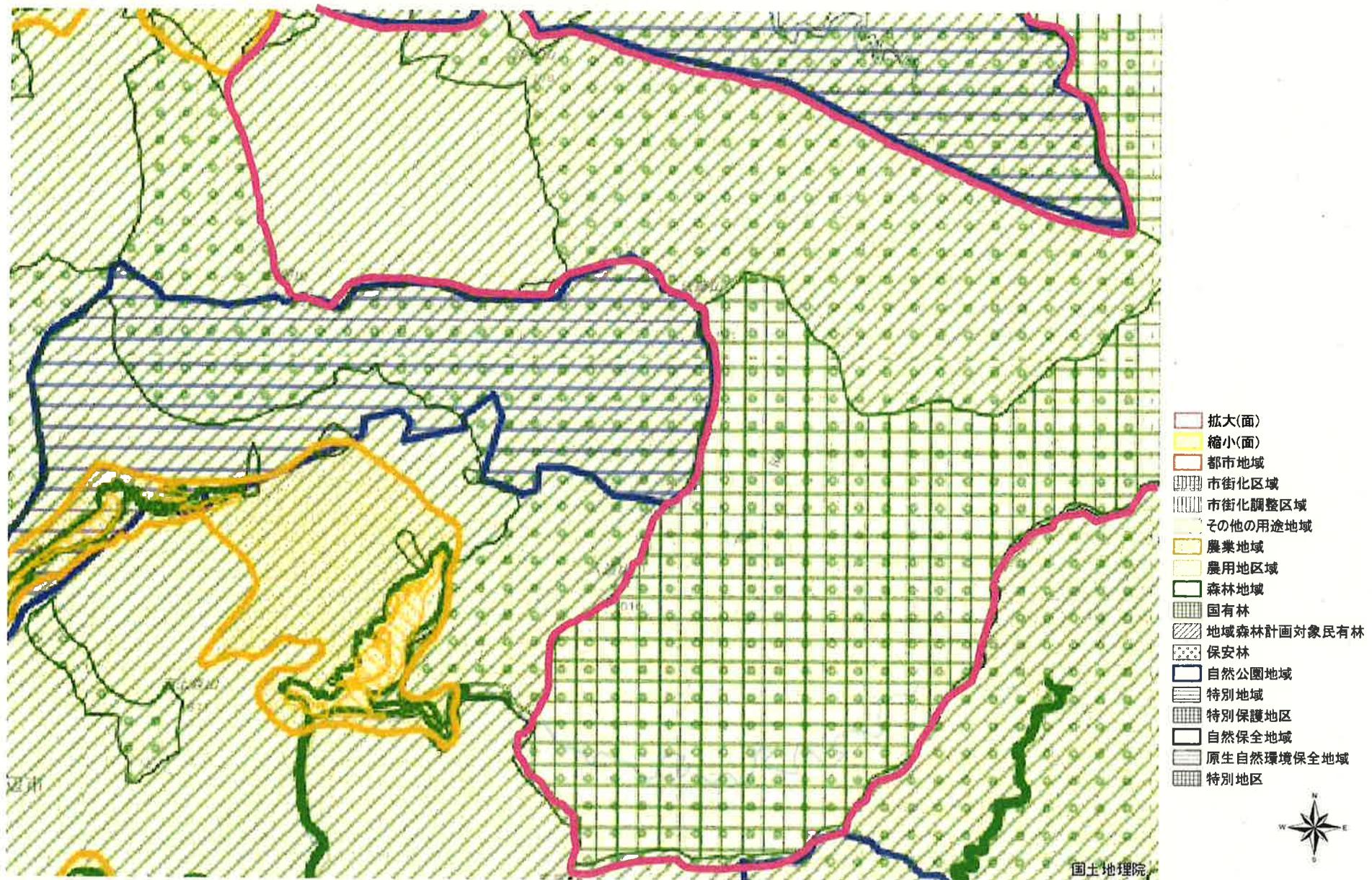
整理番号－1－2 大塔山系の県立自然公園地域 (5·4)



図の中心位置： 33.760, 135.760 (北緯, 東経)

縮尺 1:50000 -32-

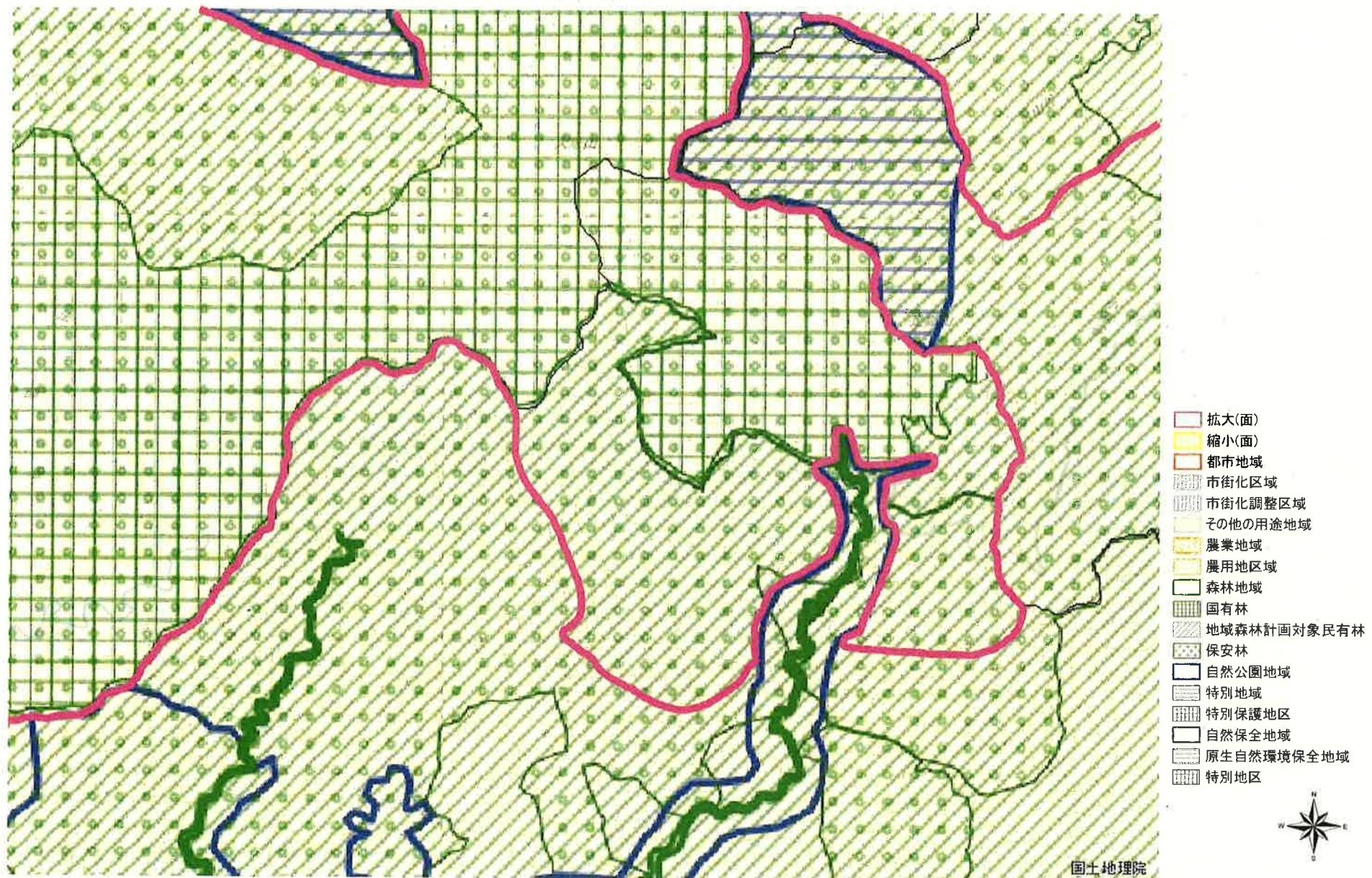
整理番号－1－3 大塔山系の県立自然公園地域 (5-4)



図の中心位置 : 33.720, 135.660 (北緯, 東経)

縮尺 1:50000 -33-

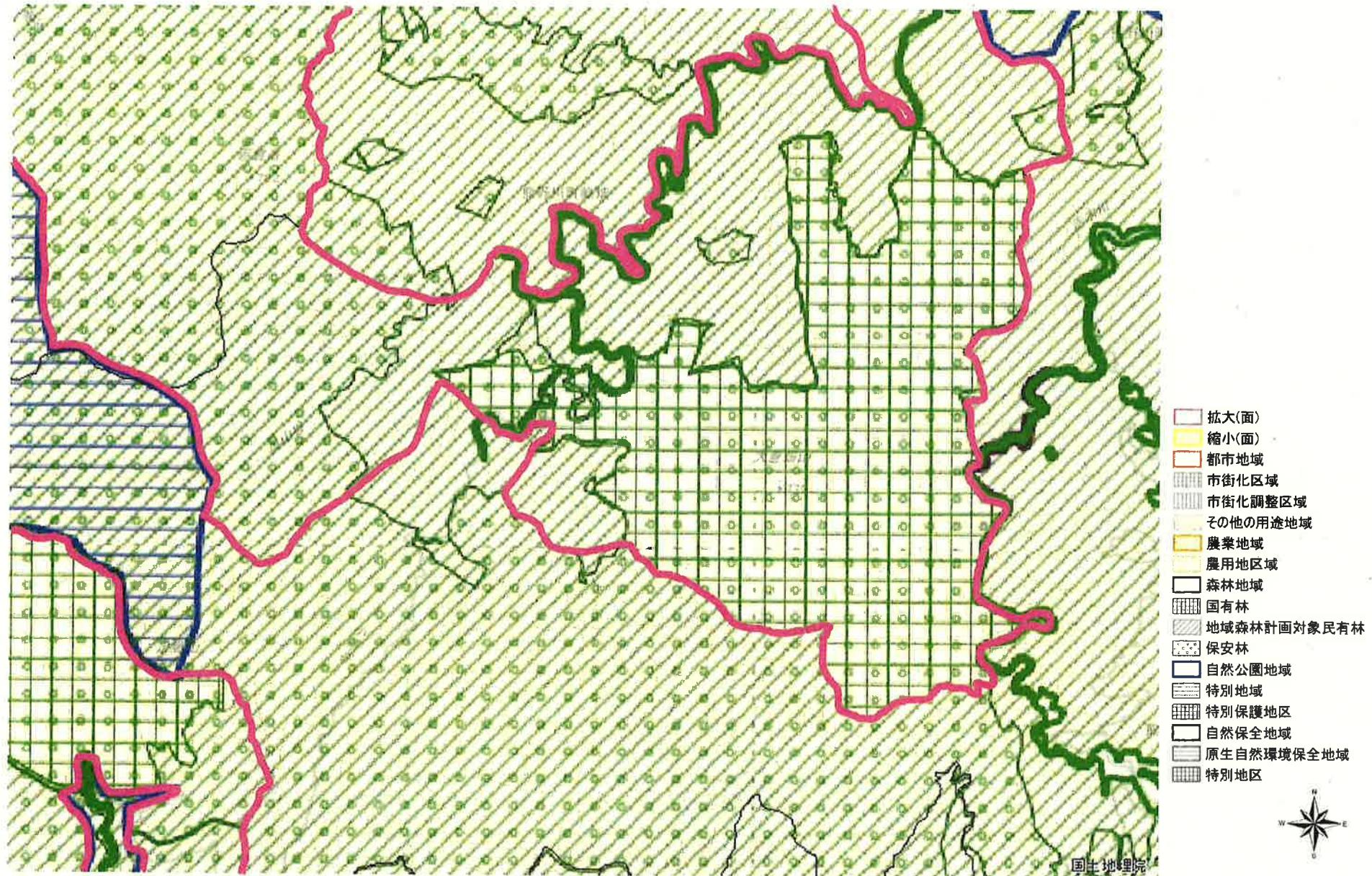
整理番号－1－4 大塔山系の県立自然公園地域 (5-4)



図の中心位置： 33.710, 135.710 (北緯,東経)

縮尺 1:50000 -34-

整理番号－1－5 大塔山系の県立自然公園地域 (5-4)



図の中心位置： 33.730, 135.780 (北緯,東経)

縮尺 1:50000 -35-

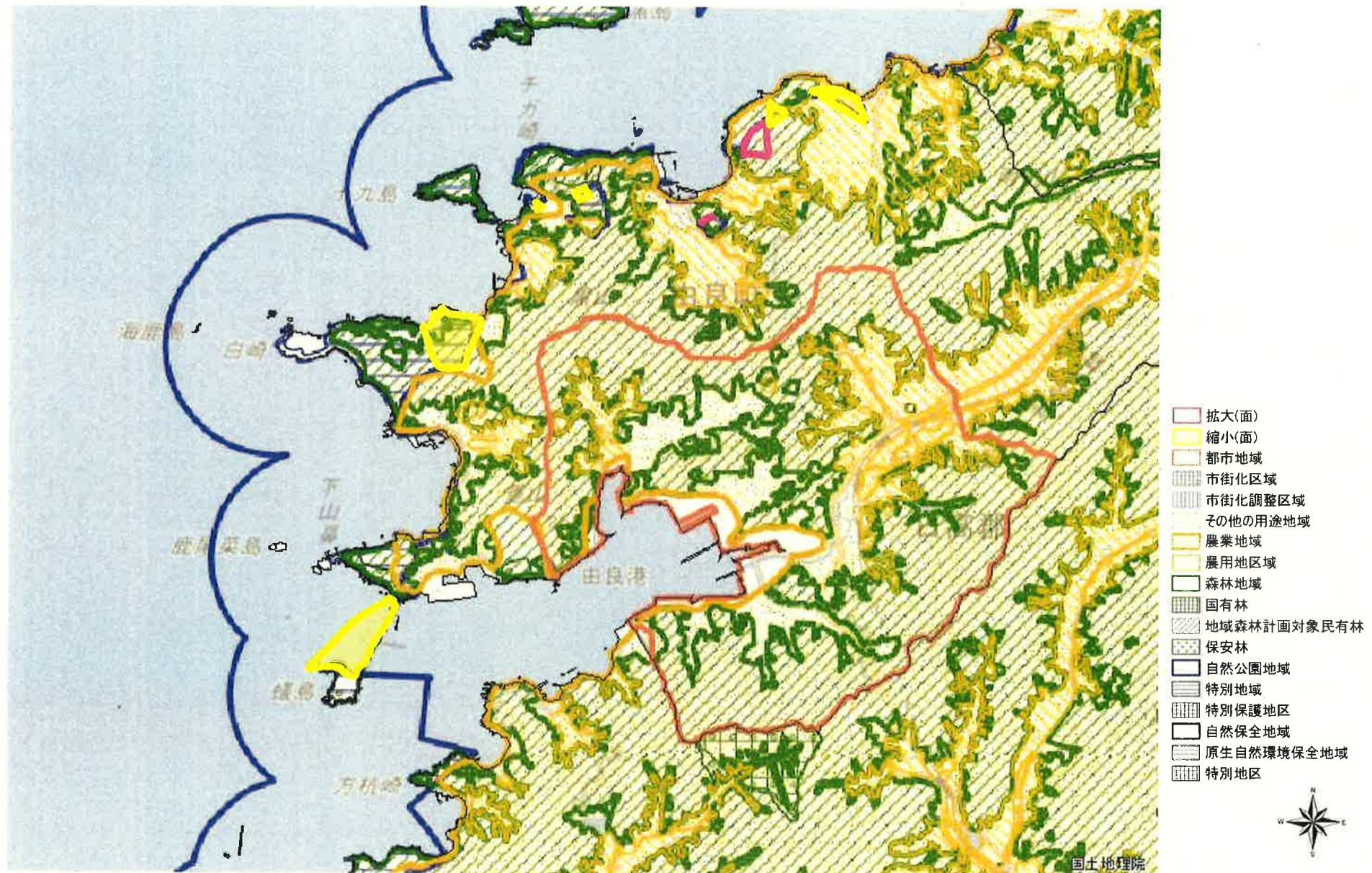
整理番号－2 海岸沿いの県立自然公園地域(2-1) (5-1)



図の中心位置： 34.050, 135.120 (北緯,東経)

縮尺 1:50000 -36-

整理番号－3 海岸沿いの県立自然公園地域(2-2) (5-1,-3)



図の中心位置 : 33.970, 135.100 (北緯,東経)

縮尺 1:50,000 -37-

整理番号－4 海岸沿いの県立自然公園地域(2-3) (5-3)



図の中心位置 : 33.900, 135.100 (北緯,東経)

縮尺 1:50,000 -38-